

第五十一回国会 農林水産委員会 議 録 第十四号

昭和四十一年三月十六日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 中川 俊男君

理事 大石 武一君

理事 田口長治郎君

理事 赤路 友藏君

理事 芳賀 貢君

理事 伊東 隆治君

理事 金子 岩三君

理事 小山 長規君

理事 笹山茂太郎君

理事 高見 三郎君

理事 丹羽 兵助君

理事 藤田 義光君

理事 卜部 政巳君

理事 西宮 弘君

理事 森 義親君

理事 中村 時雄君

出席政府委員

農林政務次官 飯谷 忠男君

農林事務官 大口 駿一君

(大臣官房長) 農林事務官 森本 修君

(農林経済局長) 農林事務官 今村 宣夫君

(農林経済局長) 農林事務官 横尾 正之君

(農林経済局長) 農林事務官 大月 高君

(農林経済局長) 農林事務官 和栗 博君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

(農林経済局長) 農林事務官 松任谷健太郎君

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一五号)(予)

同月十四日

農林漁業団体職員共済組合法の改正に関する請願(福田繁芳君紹介)(第一六七二号)

同(奥野誠亮君紹介)(第一六七三三三)

同(中澤茂一君紹介)(第一六九六六)

同(増田甲子七君紹介)(第一七〇二二)

同(吉川久衛君紹介)(第一七〇三三)

同(小坂善太郎君紹介)(第一七〇四四)

同(三池信君紹介)(第一七〇五五)

同(松平忠久君紹介)(第一七一三三三)

同(小川平二君紹介)(第一七二七三)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一七二七八)

同(濱田幸雄君紹介)(第一七三七七)

同(堀川恭平君紹介)(第一七五三八)

同(小島徹三君紹介)(第一七五三三)

同(田村良平君紹介)(第一七五四四)

同(外三三三件(中村寅太郎君紹介)(第一七五五五)

同(原茂君紹介)(第一七五六六)

同(森本靖君紹介)(第一七五七七)

同(上村千一郎君紹介)(第一七七七八)

同(小金義昭君紹介)(第一七七九三)

同(小島徹三君紹介)(第一七八〇四)

同(黒田壽男君紹介)(第一七八九八)

同(砂田重民君紹介)(第一七九九九)

同(外四十六件(早川崇君紹介)(第一八〇〇〇)

同(外一任(安藤覺君紹介)(第一八四四四)

同(外四件(原健三郎君紹介)(第一八四五五)

同(木村剛輔君紹介)(第一八四六六)

同(小島徹三君紹介)(第一八四七七)

同(外二十三件(田村元君紹介)(第一八四八八)

同(外一件(塚田徹君紹介)(第一八四九九)

同(橋本龍太郎君紹介)(第一八五〇〇)

同(橋本康子郎君紹介)(第一八五五五)

同(外二件(上村千一郎君紹介)(第一八六六六)

同(外一件(浦野幸男君紹介)(第一八六七七)

同(外三件(大竹太郎君紹介)(第一八六八八)

同(外十八件(角屋堅次郎君紹介)(第一八六九九)

同(外四件(小島徹三君紹介)(第一八七〇〇)

同(佐々木良作君紹介)(第一八七一〇)

同(砂田重民君紹介)(第一八七二二)

同(田中彰治君紹介)(第一八七三三)

同(外五件(高瀬博君紹介)(第一八七四四)

同(外六件(高橋清一郎君紹介)(第一八七五五)

同(外十一件(丹羽兵助君紹介)(第一八七六六)

同(野田武夫君紹介)(第一八七七七)

同(外四件(原健三郎君紹介)(第一八七八八)

出かせ者対策に関する請願(日野吉夫君紹介)(第一七五二二)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九七号)

農業信用基金協会の一部を改正する法律案

(内閣提出第九八号)

○中川委員長 これより会議を開きます。

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

及び農業信用基金協会の一部を改正する法律案

を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許可いたします。○中川委員長

○中川委員長 私は、先国会の本委員会におきまして、制度金融の問題点をとらえまして、いろいろとここで質問なり意見を申し上げたところでありまして、この問題につきましては、当局のほうからいたしまして、積極的な取り組みの姿勢を示しまして、問題を提起されました現地に調査団を派遣されるという誠意ある行動を示されたことにつ

きましては、冒頭敬意を表したいと思うのであります。しかしながら、今回の改正を見まして、若干の前進はあるといたしましても、最近の農業者の資金需要の動向に即しておるのか、またはその農業者の資本整備の高度化及び経営の近代化をこれによって推進することができるといふことになりまして、残念ながら、農業者の切実なところの需要と期待とに反しておるのこの改正案ではないか、およそ現実とかけ離れたような改正であるといふことを私は指摘せざるを得ないのであります。

そこで、以下数点にわたりました、質問をいたし、そしてまた意見を述べてみたいと思つておりますが、まず第一点は、近代化資金の消化率が低下をしておるわけでありまして、せつかくワクをとらながらそれが余るというふうな状態は、一体どこに原因があるのかをまずお伺いをいたしたいと思つております。

○森本政府委員 先日の委員会でもお答えを申し上げたのでございますが、近代化資金の予算上の融資の予定額に對しまして、実際に融資をいたしました実績額が、若干比率としては低下してきておるわけでございます。その原因といたしましては、種々調査をいたしましたのでございまして、必ずしもどの原因がどれだけの重みをもつて働いておるかといふことは十分わかりませんけれども、一般的に指摘されております要因としましては、近代化資金の主たる融資対象でありますところの機械等につきましては、資金需要にある程度年々波動があるようでございます。そういう資金需要についての循環の問題、それから御案内のように、最近までの客観的な金融情勢のもとにおきまして、系統の機関といたしまして、外に對してかなり有利な運用先がある。そういうふうなことから、ややもすれば員内に対する貸し出しが鈍りがちであるというふうなことも率直に指摘されて

三月十五日

おります。それから従来からございました保証制度、これが必ずしも十分その効用を果たしてないのじゃないか、こういうふうなことも指摘されております。そういう問題と、単協における貸し出し体制が必ずしも十分でないといったような要因と相まちまして、最近の情勢といえますか、実績の推移を示しておるといふふうに一般的に指摘されております。ただ、融資の予算上のワケと実績の比率はそういう状況でございますけれども、何といいましても、年々近代化資金の融資実績そのものは増加してきておるといふことにひとつ御留意をいただきたいと思ひます。

○卜部委員 いま御答弁が局長のほうから行なわれたわけですが、これを要約して申し上げるならば、私は率直に言つて、制度的な欠陥があるのではないだろうかということを指摘してみたいと思ふのです。

そこで、今度の改正などがめてみましたも、何か先ほど私が消化率が低下をしておるのではないかとこの問題をとらえたわけなんです、今回の改正は、その意味では消化率の低下を弁明するための改正らしいの措置にすぎないといふような考えを私は持つのです。その制度的な欠陥という問題をやはりここで分析してみなければ、私は、おのずからそういう問題の討論というものがある、制度的な欠陥といふものについて、局長はどういうふうにお思ひになるのか、まず御質問をしてみたいと思ひます。

○森本政府委員 近代化資金が創設されて四、五年を経過して今日に至つておるわけでございますが、その間の経緯に徴しまして、先ほど来申し上げましたように、一つは、農家の信用力を補完すべき保証制度がまだ十分機能を果たしてない、そういう点で、近代化資金の融資の円滑化をはかる上で一つの不備な点があるのではないかと、こういうふうに思つております。ところが一つ、それから農家の資金需要、ことに近代化資金の大きな目的であります固定資本の投資、それに

対する資金の融通を円滑にするといったようなことにつつましても、単に施設資金の導入なり家畜の導入に対する資金の貸し出しのみでは、必ずしもその目的を十分達せられない。それにあわせて、家畜あるいは果樹等についての育成資金をあわせて貸す、あるいは新しいことであります。が、農村における環境整備、そういった資金についてもかなり需要が多いわけでございますから、そういった意味で、従来からの資金の対象についても、やや拡大すべき点があるといふふうなことも等々運営の経緯から考えまして、現在私どもが改正に当たつておる点、そういう点が従来欠けておつた点ではないか、そういうふうに思つておるわけでありませう。

○卜部委員 局長、こう思ふのです。制度ができた当時と今とは、私は農業の内容が激変をしておると思ふのです。そういうことによつて、やはり資金に対するところの需要も、私は大きく変わつてきておるといふのが現状じゃないかと思ふのです。いま御指摘になつたような問題もありまされども、率直に言つて、今回の制度改正などを見て、小幡にしか変わつていない。そこにズレがあるといふふうに私は考えるのです。そういうことから機能低下せしめるような結果を招来しておる。そういうような状態であつて、この総ワケの消化といふものが困難になるというのも、そういうところに私は原因があるように思ふわけですね。そういう面について、今度の改正そのものによつて、こういう農業者が困つておるところの問題が解決し得るかどうかという問題が一つ残されておるわけですが、その点はどういうふうに理解されておるわけですか。この改正で、いままでも苦しんでおるところの農家がこれによつて救われるとでもお思ひになつておるのかどうか、ひとつお伺ひをしたいと思います。

○森本政府委員 今日までも、近代化資金の制度につつまして、あるいは三十七年度に金利の引き下げ、またそれ以降融資の貸し付け限度の拡大、あるいは融資率の緩和といったような数点の改正

を実施して今日に至つておるわけでございます。残りした問題は、先ほど申しましたように、数点ございまして、ほぼ従来の経緯に徴しまして、現在この制について不備であると思われる点について所要の改正をしたい、われわれとしては、精一ぱいな改正を立案いたしまして御審議をお願いしておるつもりでございます。

○卜部委員 私は率直に申し上げたいと思ふのですが、現在農業者が切実な思いを訴えておることは、今回のように資金の総ワケをふやすということではなくて、何といひますか、量的な問題の拡充強化よりも、償還期限等の長期化、それからそういうふうな質的な思い切つた需要といふものを、私は改善を期待しておるといふふうに考えるわけなんです。そういう面において、この償還期限の問題等については、これでも十分に果たしたように、これはできる限りのことをしたといふことをおっしゃつておられるけれども、それが万全であるのかどうか。しかも、いままでも行なつた調査の中で、それが万全であるといえるのかどうか。あわせてひとつ御質問をしたいと思ふのです。

○森本政府委員 近代化資金の従来の償還期限、これは系統原資を活用しておるといふたような制度本来の姿から考えまして、あるいはそれぞれ施設の耐用年数といふたようなことを考えますれば、ほぼ適正なものではなからうかと思つております。ただ、今回の改正案にもございまして、果樹等の据え置き期間につきましては、実情を調査いたしますと、やや短過ぎるというふうな問題がございまして、その点については大幅に据え置き期間を延長する、拡大するといったふうな改正を予定いたしておるところであります。

農村の実情等を調査いたしますと、確かに御指摘のように、個々の農家あるいは個々の地帯につつましては、いろいろな事情がございまして、たとへば災害に遭遇するとか、資金を借りましてから価格条件が変化するか、そういったことで償還に困難を来すという向きも必ずしもないでは

ないと思ひます。しかし、これはいわゆるそれぞれのケース、個々のケースの問題でございます。それをもつて直ちに制度全体として償還期限が適切ではないといふふうには理解してないわけでございます。

○卜部委員 この償還期限の問題につつましては、最終的に問題点を出しまして、いろいろ意見をくみかしてみたいと思ひます。

そこで、一応その点については保留をいたしまして、次に、政府が言つておられます自立農家の育成、さらには選択的拡大のスローガンを掲げておられますが、それに従つて経営の改善に努力をした農家の大半は、現在大きな負担を背負つておる、これが現状の姿ではないか。非常に困つておる、こういう状態なのであります。この問題に對して、一応調査といふものはどの程度なされておるのかをまずお伺ひをしてみたいと思ひます。

○森本政府委員 若干個々のケースについて調査したものはございまして、必ずしも十分ではございませぬ。ただ、近代化資金等につつまして、償還期限を過ぎてどの程度延滞があるかといったようなことにつつましては、定期的に報告を聴いておりますので、そういった形式的な統計数字といたつたようなものはございまして、全面的に実態調査をした資料は必ずしもございませぬ。ただ、農業構造改善事業等につつましては、農業構造改善地区について実態を調査したものはございまして、必要があれば農政局からお聞き取りをいたしたいと思ひます。

○卜部委員 じゃ農政局のほうからひとつ聞かしてください。

○横尾説明員 ただいま経済局長からお話のございましたが、構造改善事業につつまして、昨年の九月に実情調査をいたしております。その概略を申し上げますと存じますが、三十七年度、三十八年度に事業に着手しました一般地区、それからパイロット地区につつまして、四百七十四地域を対象といたしまして調査をいたしたわけでございます。

すが、そのうち、回答のございましたのは三百七十七地域でございます。それにつきまして概略の状況を申し上げます。

まず、計画の樹立と事業の実施についての状況でございますが、計画樹立の際におきます参加農家の態度の問題を最初に申し上げたいと存じます。積極的な農家が七割以上あった地区が七割程度を占めております。ただし、一方、積極的な農家が一割以下で事業を実施した地区も若干、これは一〇%以下でございますが、見受けられます。それから積極的な農家につきましては、農業所得階層別に見ますと、上中層ないしは専業が積極的な態度を示しているという傾向がございます。

それから事業実施につきましての農家一戸当たりの自己負担額でございますが、平均三十万円未満の地区が大部分でございます。より具体的に申し上げますと、十万円未満の地区が三八%、十万元以上三十万円未満の地区が三三%でございます。合算して七十一%というものが平均三十万円未満の負担、こういうことになっております。このような農家のうち、借り入れ金額の平均を見ますと、いま申し上げました自己負担との関係からいたしまして当然のことでございますが、借り入れ金額の平均が三十万円未満の地区が大部分でございます。これが七五%、こういうような状況になっております。これらの借り入れ金の償還の見通しにつきまして、全農家に問題はないとしております。地区が約半分でございます。中には、なかなか借り入れ金の償還がたいへんと思われる農家もございまして、そういった農家のある地区というのは三割程度でございます。しかも償還がたいへんと思われる農家が半分以下であるというものが、この借り入れ金の償還がたいへんという農家のある地区のうちの大部分、こういう状況になっております。それからもう一つ、借り入れ状況、これは御承知のように、農業構造改善推進資金というのがございますが、これについて状況でございますが、希望どおりの金額を借り

ることができた農家が八割以上の地区が大部分でございます。これは七十一%程度にこの調査ではなっております。ただし、一方、希望金額の一部しか借りることができなかった農家のある地区も若干はございますが、そのうち大部分は、希望金額の一部しか借りることができなかった農家、つまり該当農家が四割以下のところ、こういうような状況になっております。

一戸当たりの借り入れの状況、事業実施の概略を申し上げますと、以上のようなことでございます。

結論的に申し上げますと、当該調査であられたところでは、事業の成果、見通しにつきましては、大体のところ、当初の構想の実現の可能性があるというところが多くあらわれております。そういうような状況になっております。

○ト部委員 私はいへんその資料がふかきだと思ふのです。ということはいろいろと本なんかにも書いてありますが、日本の農業の規模の拡大の状況なんか、いわゆるコメントなんか農林省の大和田さんの発言が載っておるわけです。いろいろこの問題を取り上げた中の最終的な座談会というのかつこうなんです、そういう中でも明確に書いてあります。規模を拡大していく形の中で、その隘路は一体何かという状態の中で、大和田さんは、そのときの農林省の官房企画室長で、そういうふうなかつこうの中でも、いまおっしゃっておるようなことは全然逆なことが出ておる。そういう問題については、いまおっしゃったように、借り入れ状況の場合に七十一%ですが、三割以下だというような御答弁でございますが、実際問題としては、そういう形の中ではこの問題点はどこにあるのかということ、指摘をし、そういう問題をとらえた見方というものがこ

こで行なわれておるわけですが、そうすると、農林省内部においてもそういう違った見解があるというところなんですか、その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○森本政府委員 私がお答えすることかどうか、

必ずしもはつきりしませんが、おそらく、量的な問題と、それから質的な問題といえますか、そういう関係があるかと思ひます。大部分の農家があるいは地域がうまくいっておられても、なお一部について問題があれば、その問題の性質はどうかということ、これを究明していく場合でございます。

実は引用されましたコメントはどれであるか、私もちょっといまいち当たりませんが、正確に申し上げることはできませんけれども、一般論としてはそういう問題がございまして、はたしてそういう問題点に突き当たっておる量的な広がりほどの程度あるかといったようなこと、若干違ったケースがあるのではないかと思います。

○ト部委員 局長の答弁はわからぬでもないわけですが、それ以外に答弁は私はおそらくないと思うのですが、少なくともこれは全体をとらえた評価だと私は思ふのです。部分的な問題云々ということではないと思ひます。

それで、ひとつこの点について以下私は進めてまいりたいと思ひますが、仮谷政務次官、私が言っておるような償還期限の問題なんかについて、これはいま局長が答えられたように、さらに農政局の横尾さんが答えられたように、改善事業だとか、さらには選択的拡大について、そういうような安易な評価をしていいものかどうなのか、その点をひとつ仮谷政務次官にお伺いしてみたいと思ふのですが、どうでしょう、そういう評価でいいのでしょうか。

○仮谷政府委員 いいかどうかという問題になりますと、これは必ずしも最善であつて、これがすべてだというふうには私も決して申し上げられません。ただ、近代化資金をその趣旨に沿つて十分に農民が借りられ、それが大いに活用されるという方策を考へる上において、現時点において、過去のいろいろな問題を取り上げ、その問題を解決する方法として、今度の法案としては一応整つておるのじゃないか、こういう考え方を持っております。詳細は先ほど局長からお話を申し上げたのとおりでありまして、もちろん、不備の点があるかもしれませんが、そういった点はさらに今後改善を加えていかなければなりません、少なくとも現時点においては、可能な程度の改正を加えたものと、そういうふうな私どもは考えておるわけでありまして。

○ト部委員 政務次官えらい含みのあるような御答弁であります。この点はその点でございます。そういう問題のみをとらえて論議しておつては進みませんから、次へ進みます。

償還期限の問題が私はいまここに出てきたように思ひますので、ちょっと触れさせていただきます。と思ふのですけれども、償還率の問題なんです、延滞率の問題です。延滞率の問題はどういうふうになっているのか、ちょっと現在までのパーセンテージを示していただきたいと思ひます。

○森本政府委員 近代化資金の延滞率でございますが、計数的に見てまいりますと、三十七年度に償還するといったような金額、それから三十八年度に見合う償還額、それに対応いたします延滞額であります。私どもの調査で、いろいろな時点をとらえまして延滞の額、比率を計算したものがございまして、かりに償還期から一年を経過してまだ償還が行なわれていないといったようなものの計数をとりましますと、三十七年度、三十八年度のものを平均いたしますと、約三%といったような数字になっております。

○ト部委員 それで、大体三%から六%ということと同じような本にある人が書いておりますけれども、そういうような状態の延滞率であつて、そういうものについては、たいして問題でないというふうな言い方がされておるわけですが、その延滞の三%ないし六%残つておるという原因は、一体どこにあるのかをちょっとお伺いしてみたいと思ひます。

○森本政府委員 一つお断わりをいたしておきたいと思ひますのは、近代化資金が本格的に貸し出しをいたしましたのが三十七年ころからでありまして、据え置き期間もあるわけであつて、本格的に償還が始まるというのはごく最近のことでございます。

昭和四十一年三月十六日

いますので、ある一定の計数で直ちに近代化資金の償還問題を判断するというのは、必ずしも現在適当な時期ではないというふうにも思うわけでありますが、しつこくお尋ねがございましたので、先ほど計数をあげたわけでございます。

どういふ事情によつて延滞が発生しておるかという点、これまた実はきつめて分析がむずかしいのでございますが、一つは、御案内のように、一時的といひますが、経過的な延滞といったような表現で呼ばれておりますように、たとえば貸し方である農協側にしまして、単に組合員との間は経済的な関係のみでつながつておるわけではございませんので、いろいろな農村の社会的あるいは人的なつながりといったようなものもございまして、期限が来たからといって、的確にその償還を求めるといったようなことも必ずしもない。

そこいらに多少の弾力性がある。それから返すほうの農家にいたしまして、それぞれ一時的な資金繰り等もございまして、期限が来たから返さなければいかぬといったような觀念も必ずしもストロクトにはないといったような、いわゆる一時的といひますが、経過的な延滞といったようなものがあるように思われます。それからさらに、事業がうまくいかない、俗なことで言えば、経営に失敗をして、資金を返すことが困難だといったような、いわゆる本格的な延滞といったようなものも含まれておるわけでございます。またあるいは、貸し付けをいたしました後に、災害あるいは価格条件の変化といったようなことで、一時的に経営が不振であるということで資金繰りに困つて、期限までに返済ができないといったような、いろいろの種類の延滞がこの数字に含まれておるというふうな、一般的にいわれておるわけであり

ます。

○ト部委員 そういたしますと、これも「日本の農業」に載つておつたある人の発言ですが、これは農林省当局の人なんです、特に名をあげて言いませんけれども、単協の怠慢によるところの延滞率というものがこういうふうな伸びを示してお

る——こういうような言い方というものは誤りだということでも理解してよろしうございませうか。

○森本政府委員 単協が怠慢で延滞が多いといったようなことは、必ずしも適切な表現ではないと思ひます。先ほど申し上げましたような単協と組合員の特殊な関係といったようなものがございます。農村におけるそういう社会環境といったようなものもあるわけでございますから、先ほど言いましたような一時的な延滞といったようなものも発生するわけでございますが、それをもつて単協が怠慢であるといったような表現は、必ずしも適切ではないと思ひます。

○ト部委員 それで理解をいたしました。

そこで、いま局長が前段に申されました、延滞率の問題とからめたよつてきた原因について尋ねるわけですが、債務負担が多いために、実際問題として延滞が出てきておる。部分的な問題じゃない、基本的な問題について残念ながら若干欠ける面があつたと思うのですが、率直に言つて、私もこれは開拓管農資金で取り上げた問題もありまして、開拓者の固定負債は全国平均一戸当たり三十五万円にのぼる、こういうような問題もありまして、加えて、先ほど申し上げた改善事業、さらには選択的拡大の場合におけるところの、この問題に着手したのがゆゑに困つておる全国農民の方々の負債状況というものが行なわれていないのかどうかを、ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○森本政府委員 いま例にあげられました開拓の問題は、御案内のように、数年前開拓政策について御指摘のような実情でございましたから、新開拓政策というところで、いろいろな開拓農家の類型を分けまして、それぞれ所要の対策をしてまいつたわけでございます。特に借り入れ金の問題につきましては、償還がきつめてむずかしいといったような農家につきましては、必要な履行の遅延といひますか、そういった償還条件の緩和といったようなことで、各種の開拓農家の借り入れ金につ

いてはそれぞれ所要の措置をいたしてまいつております。

○ト部委員 まあ、局長としてはそういう答弁しかないと思ふのですけれども、これも開拓管農資金の中で取り上げたように、実際問題として、この固定負債というものが順繰り順繰り雪だるまのようになっていく、加えて、難農していく人の借金まで背負つていかなくちゃならぬという状態じゃないかというのを私はここで訴えたわけでありまして、私は、この開拓者の管農資金の問題はあまりここで取り上げておると思ひませんけれども、しかし、現実には選択的拡大とか、構造改善事業とか、こういう問題をとらえた農民の方々の事業というものの、私は大同小異であらうというふうに考えるわけです。そういう現在苦しんでおるところの借金、このいわゆる負債に対する対策というものが、じゃ今度の法案の中にどこにあるのですか。そういう点はどういふふうに解決しようとしておるのかをちよつとお伺ひをしてみたいと思ひます。

○森本政府委員 今回の改正の中で、保証制度を整備拡充するといふふうにはいたしましたのは、一つは、農家が借り入れる際の信用力の補完という点に着目したものであります。他の面を申し上げますと、万一借り入れ金が返済できないという場合に、各県における基金協会が農家にかつて金融機関に代位弁済をする、そういう二つの機能を備えておるわけでございます。そのいずれの機能をも充実整備しようというのが今回の保証制度の改正の眼目でございます。

○ト部委員 それはこれから起きてくる問題についての対策であつて、旧債に対してはどうするかという問題についての対策ではないと私は思ふのです。そういう点はどうかという問題であります。しかし、私は答弁を受けようとは思ひません。ということ、これは、実際改正の中にならぬのです。これをどうだこうだといつて追及したところ、どうしようもないことだ、こう思うわけでありまして、その点は私は追及をいたしません

が、やはりそういう問題も繰りなした一つの改正でなくては意味がない。冒頭申し上げたようないわゆる質的な改正、こういうものでなければ意味がないということをおし上げたところであり

ます。そこで、次に進んでいきたいと思ふわけでありまして、いま局長がいろいろと措置を講じた、こういうふうにおつちやつておるわけでありまして、ではひとつ教えていただきたいという問題が一つあります。現在、近代化資金といふものを借りるけれども、この近代化資金が遅延をしたり、さらには評価の問題等においても、先ほど横尾さんのほうからは満足に借り得たと言ひますが、借り得ない人が多いわけですから、当然つなぎ資金として単協の資金を借りてやつておるというものが現実の姿ですね。そういうような状態では経営をやつておる、努力をしておる農家の負債を有利な資金につなぎかえていく、いわゆる経営をその意味から伸ばしていくという対策があるなら、ひとつ示していただきたいと思ひます。より有利な形の中でつなぎ資金としてこれをつないで、そうしてこの経営を伸ばしていくというふうな方法があれば示していただきたい、こういうわけですね。ただし、横尾さんがおつちやつたように、いや、それは言つても、十分に近代化資金でまかなえますからいいじやうぶですなと言われたらそれまでの話であります。実際はそういうつなぎ資金によつて行なつておるというのが現状なんです、自己負担の問題があるわけですから。そういう問題はもうなつてゐるか、ひとつ教えていただきたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほどのお答えを補足させていただきますと、農家が災害あるいは経営上の問題で非常に困つてくる、相当な負債を負つて、農地等の資産を処分しなければならぬ行かないといったようなものにつきましては、御案内のように、自創資金といふのがございまして、本年相当な額を農林漁業金融公庫から貸し出しをいたしておるわけでありまして、そういうものもあるいは御指摘のよ

うなことについて役立つかどうかというふう
に思っております。

それから、従来農協の普通貸し出しにたよ
りまして、有利な制度資金に乗り
かえらうといったような方法はないかというお話で
ございますが、今回の近代化資金の融資対象の拡
大という中にも、いわゆる中期育成資金といった
ようなものも加えることになっております。した
がつて、そういうものに該当する肥料代でありま
すとか、あるいは飼料代、農機具その他の諸経費に
つきましては、従来農協の普通貸し出しにたよ
っておりまして、近代化資金に乗り移って
くる、こういう関係になるわけであります。

○卜部委員 ではこういうふうな確認をしてい
たいのですが、仮谷政務次官もこれは災害関係で
お詳しいわけですが、自創資金というのは災害に
しか実際つきまわぬ、ということとおかしいので
すが、出てこないわけですね。これは全然関係の
ないことですね、これを借りようとしてもなかな
か借り得ない問題も出てきておりますが、その問
題は別として、いま局長がおっしゃるよう
に、全国農家を調査して、近代化資金が不足を
して、近代化資金ではまかない得なくて、単協
から金を借り、そうして拡大の方向に向かって努
力をしておる農民の方々、しかもその中で負債に
悩んでおる方々については、調査の結果全部近代
化資金に統合して貸し出す、こういう確認でよろ
しゅうございませうか。そうしたらもう何も言うこ
とはございません。

○森本政府委員 今回の改正部分の適用は、今後
こういう形で借り入れをするといったようなもの
について適用するという意味でございます。

○卜部委員 ですから、私が先ほど指摘をいたし
ておりますように、それは今後の問題で、旧債は
どうするかという問題ですね。旧債に悩んでお
る、これが開拓を含め、現実の農民の方々の姿で
あるということですね。それで、その調査の問題
については、横尾さんが言ったように困っていな

いという評価のしかたで、大和田さんが言ったよ
うに困っているというしかたで、さらに県信連な
んかの新聞が大々的に訴えているように困ってい
るという姿というものが織りなしているわけでは
ない、私は、やはりこの全農家の叫びというもの
は、いま言うように、旧債に悩んでおるという姿
のほうが正しいと思うのです。私は、そういう面
においてそういう措置がとられていないというこ
とが實際残念でありません。局長、いろいろと旧
債の問題にも触れたような感じがしたわけでは
ない、最終的な答弁は、今後の問題だということ
になってしましまして、まことに残念であります。
この問題については、ひとつ今後の問題として
いろいろと御相談も申し上げなくてはならぬと
思いますが、十分なる配慮が必要ではないかと考
えております。

それともう一つ、いま申し上げた問題と関連を
いたしますが、先ほど申し上げておいた事業に
対する補助率だとかいう問題、それから融資率の
きめ方についても、総事業費に対してきめられる
ということではなくて、その中のごく限られた部分
の事業費や施設に対して行なわれておるのだす
ね。そういうために、総事業費に対する自己負担
分が非常に大きくなってくるという問題の要素が
あると思うのです。そういうようななかから、中
から、自己負担の部分が短期高利な農協からの資
金の借り入れとなつていく。こういう状態なども
十分に勘案をされなくちゃならぬと思ひますが、
そういう問題については、横尾さんどうなんです
か、そういうことではないですか。

○横尾説明員 つぶさに調査したものを持ってお
りませぬし、ございませぬので、的確な答弁には
なりかねますが、近代化資金の場合ですと、八〇
%融資ということをやっておりますので、所要資
金の関係で考えますと、自己負担が非常に大き
くなるという状態は、例外的にはございませう
が、一般的にはそれほど考えられないのではない
かというふうに存じます。

○卜部委員 そうすると、次の問題として、補助

率や融資率をきめる場合の基準単位が実情よりも
低い、そして基準単価がきめられない場合は、計
画変更の段階で実情より引き下げられる傾向等が
あつて、率直に言つて、超過分の負担は自己負担
でまかなつておる、そしてその部分だけ単協資金
で借りておる。こういう問題についても、同じよ
うな理解でありますか、その点をお伺いしたい。

○森本政府委員 先ほどの事業費の算定及びそれ
に対する融資率の語でございますが、金融のサイ
ドにおきましては、事業費はそれほど窮屈に査定
をするというふうな運営はいたしておりません。
地方の実情に合うように、また実際の経費に見合
うように事業費を算定するように、厳重に指導を
いたしております。

なお、近代化資金につきましては、少し前まで
は事業費の八〇%を融資するということになつて
おりましたが、昨年から、御指摘のような事情も
ございまして、八〇%にこだわらないで、弾力
的に運用するように制度の運営を変更いたしてお
ります。

○卜部委員 仮谷政務次官にお伺いしますが、こ
の間も仮谷政務次官が御答弁の中で明確な答弁を
されておたわけですが、農協の理事長をやつて
おられた政務次官でありましたがゆゑに、よく実情
を御承知だと思ふのです。いま私が指摘をした一
点、二点の問題と、それに加えて、さらに補助金
や融資金の交付遅延に伴うつなぎ資金、こういう
問題等について、農協等において現実にそういう
問題がどのように取り上げられておるのか、同時
にまた、現実に仮谷政務次官がその中で見た農民
の姿というものは、私の言つておるとおりのもの
なのか、いま局長がお答えをされておるような状
態なのか、その実態の中から、経験の中からお答
えを願ひたいと思ひます。そういうことがなかつ
たのかどうなのか。

○仮谷政府委員 私は、実は農協の運営をやつた
経験を持っておりますが、実質的には組合員個々
のそれぞれのいろいろな条件がありまして、一律
に問題を解決することは非常にむずかしいことで

す。たとえば甲の人にはこういう貸し方をしてこ
の程度の金を貸した、乙は同じ組合員だから同一
条件で同一金額を出せるかといへば、そういうこ
とのできない場合もいろいろありまして、そのこ
間に運営上非常にむずかしい問題があるというこ
とと、それから保証人とか担保とか、あるいは場合
によつたら農協の役員自体が一切の責任を負わな
ければならぬというふうな責任問題等がありまし
て、農協の運営というものは、われわれが国で
こういう政策を立てたからそのとおりすつきりや
りなきというふうな、現場ではなかなか割り
切つてやれない問題があることは、確かな事実で
す。それをできるだけ運営のしやすいようにして
やる、その実態に即した制度金融等を考へていく
ことが、ほんとうの誠意のある、愛情のある政治
のやり方であるというふうな考えを私は持つてお
るわけでありまして、卜部さんの御意見と一致す
るかどうかわかりません。現実には個々のケースを
とらえないとお答えができぬ面もありますけれど
も、たゞつなぎ融資の問題を先ほどからいろいろ
申されておりましたけれども、つなぎ融資という
ものは、せつかく国の資金を出しながら、その資
金を活用して実際の目的を達するまでの間に、や
はり自己資金が非常に要するという場合に、農協に
走り込んできて、何とかひとつ助けてくださいと
いう農民があつたことも確かです。そういうふう
なものも、つなぎ融資ができて、最初の資金が目
的どおり計画を進めて達成されることを考える場
合においては、その面は十分に考へなければなら
ぬ。そういう面では、今度の近代化資金は、もち
ろんある程度限定されておりますけれども、かな
り道を開いたものではないかというふうな考へて
おります。

ただ、過去の問題でなしに、それは前向きな問
題ではないかというふうにおっしゃられますけれ
ども、これは現実の運営として、つなぎ資金がこ
れから現実を要するのだということになれば、その
つなぎ資金を借りて、借りたもののうちから旧債
を返済するということは、現実の問題としては必

ずしも不当でないのではないかと、そういうケースもあるのではないかと、私どもは考えておるわけでありませう。

○ト部委員 わかりました。ですから、私が指摘をした点については、必ずしも一部の農民の叫びではない。これは率直に言って、各県において農民の方々がそういう痛切な叫びを上げておられることは間違いない事実なんです。その点について仮谷政務次官のほうからも明快な御答弁がなされましたが、そこで、一つ問題になるのは、これは過去の問題だからということで、私は固執はしたくないのです。しかし、実際の問題は、構造改善事業だとか、さらにはいま言うように選択的拡大に向かつてやれ、やれ、そういうような推奨をされて、それに従ってやっていった農家の方々がいま悩んでおられるのだという状態を考えたときに、正直者がばかを見るということではないかと私は思うのです。そうすると、当局のほうからは、いや、それはやり過ぎだ——やり過ぎということとかしいのですが、ちよつと資金的な問題について長期展望に欠ける面があったのではないかと、そういうことが言われるかもしれない。しかし、そういう農民の方々が全然経営に詳しくなく、さらにまたそういう問題に対して取り組み姿勢がでたらめであつてこうなつたということではなくて、少なくとも私がいま申し上げたような事情等が織りなして、自然的にだれでもそういう方向になるのだというふうなところのほうに正しきではないかというふうに私は考えるわけなんです。しかし、そのことは別問題といたしまして、次へ移つてまいりたいと思ひます。

先ほど申しましたつなぎ資金の問題とからめまして、単協の資金の貸し付け部分の中には、当然低利長期な資金の制度というものが相当にあるということとは、皆さま方御承知のとおりだと思ひます。ですから、そういうふうな単協の資金の貸し付けの割合を低下させるための具体的な対策というものはないのでしたか。その点をお伺ひをしたいと思います。——ちよつとわからなかつたかも知れませんが、わかりましたか。

たかもしれませんが、わかりましたか。

○森本政府委員 御趣旨がちよつとわからなかつたのです。

○ト部委員 単協の資金の貸し付けの部分の中には、相当低利で長期の貸し出しをするところの制度の資金というものがあつたわけですね。ですから、それに対して単協資金の貸し付けの割合を低下させるための具体的な措置というものが行なわれないかどうかどうだろうか、こういうことをお伺ひしておるわけなんです。

○森本政府委員 御指摘の点は、農家がいろいろな借り入れ金をいたします中で、単協の普通貸し出しに依存する割合が大きい、それをもう少し制度資金の融資対象を拡大して、比率としては、単協の普通貸し出しの比率に依存する部分を縮小するといつたような考え方はないか、こういうふうな理解をいたしましてお答えを申し上げますが、御案内のように、公庫資金におきましては、農家が個々に経営をいたします際に借り入れをするといつたような融資の種類が、最近三十八年以來かなり増加をいたしてきております。たとえば畜産経営拡大資金あるいは果樹園経営の改善資金といったようなもの、いずれも農家の個々の経営に必要な資金を貸し付けるといったようなものでございませう。あるいは先ほど来御議論になりました構造改善推進資金もその種類に属するかと思ひますが、そういうものが漸次公庫の資金量の中におきまして最近ウェイトを占めてきておるわけでありませう。ただ、何といひましても、三十八年に創設をしたわけでございますから、計数的な実績といったようなことで実態調査等から判断いたしますと、まだ十分末端まで浸透してないといつたような部分があつたかと思ひますが、そういう制度の改正をいたしております。今回の近代化資金も、先ほど申し上げましたように、従来単協の普通貸し出しに依存しておりました大部分の農家としては、依存しておりましたものを近代化資金の制度の中に融資対象として取り入れるといつたような形にもなりますので、そういう面から見れば、御指摘のような方向に制度資金が拡充しつつあるというふうに御理解をいたしたいと思ひます。

○ト部委員 その問題については、改正点の中でひとつまた御指摘をいたしたいと思ひますが、先ほど申し上げた事業に対するところの補助率、それから融資率のきめ方等、総事業費に対してきめられておる云々というところについて指摘をしたわけでありませうが、補助事業については困難な面があるにしても、せめて融資制度だけでも新年度から単位事業対象から総事業を対象にした融資に切りかえて、一〇〇%の融資をする必要があると私は思うのですが、その点についてはどういうふうにお考えですか。

○森本政府委員 融資率の問題でございませうが、従来必ずしも一〇〇%貸し出しをしていないといふことでございませうが、これは趣旨をいたしましては、やはり経営を拡大していくといつたような場合に、多少の自己資金を用意していただくこと、そういうふうな事業に取り組んでいくといふことも必要なことではなからうかというふうに思つておりました。各政府機関の金融関係機関におきましても、やはりそういうふうな状況になつております。たとえば農林漁業金融公庫とか、国民金融公庫といったようなものにおきましても、やはり自己負担部分というものを一定量予定をして貸し出しをしておる。比較をいたしますと、むしろ、いま申し上げましたような金融公庫のほうが融資率としては低いということになつておりますので、農林関係においては、そういう比較の問題からいへば、かなり検討しておるというふうにも申し上げていいかと思ひます。

○ト部委員 そうすると、そういう問題について改正するといふことの考え方はないかといふことで、先ほど私が指摘をいたしましたから、もう重複することは避けませんが、やはりそういう問題が、仮谷政務次官も指摘をされておるようによい——指摘をされておるというよりも、御答弁の中にあ

りますように、やはり問題として残されているわけですから。そういう問題に対して、私は、総事業費を対象にした一つの融資の切りかえということにならなければ、今後の問題についても問題が出てくるのではないかと、どうも考へるわけですが、改正の要はないという考へ方ですね、端的に言うならば。

○森本政府委員 お説のようなこともございませうので、こういう問題はある程度弾力的に考慮する必要はあるかと思ひますけれども、全く一〇〇%自己負担なしで貸し付けをするといふことについては、かなり慎重に考へなければいかぬ問題であるといふふうに思つております。

○ト部委員 そうすると、弾力的にということでは、若干含みがあると思うのですが、当面弾力的にやりながら、将来に向かつてはより一歩、よりよく前進をしていくといふことを私がこゝで確認をしておきたいと思ひますが、確認をしてお伺ひをしておきたいと思ひますが、弾力的に将来はそういう方向に向かつていく、こういう考へであるかどうかといふことです。

○森本政府委員 当面そういう実情でございませうから、弾力的に検討をするといふ必要はあるかと思ひますが、一〇〇%融資といふことについては、これはなかなか実現がむずかしいのではないかと、そういうふうな思つております。

○ト部委員 わかりました。

そこで、先ほど残しておきました償還期限の問題に、いまの問題とからみますが、やはりそういう問題を抜本的に改正するのでなくしては、私は、仮谷政務次官が将来はかなりの方向にいくのではないかとおっしゃつておられますが、将来これはデッドロックに乗り上げるという危険性を指摘したいと思ひます。先ほども、償還期限の問題についてはいしたことはない——たいしたことはないとは申しませんが、三%くらいの滞納率だといふことの指摘があつたわけですが、これは実際問題として、これも先ほどから私が主張いたして

おりますように、各県の農業者が口をそろえてこの問題を訴えておるところです。そういうところがまだ届いていないということになりますと、私は悲しい限りでありますけれども、少なくとも償還期限の問題は、三十六年にこの制度ができたときから問題がある。そのときにも、乳牛一頭、乳牛四頭の場合におけるこのこういうような経営を行なったときの償還期限等については、実際の問題として立ち行くことができないという分析が三十六年に行なわれておるのです。その点はひとつ十分に認識をしていただきたいと思ひますが、局長はそういう問題については誤りと思ひになるかどうか、この点をひとつ今後の問題として償還期限に取り組む姿勢の中で聞いておきたいと思うのです。

○森本政府委員 先ほどお答えを申し上げましたように、最近の実情を調べて、われわれとしては、一部償還期限あるいは据え置き期間について延長を予定したしておるわけでありま。大体、ほぼ実情から見ても無理がないのではないかとこのように思ひますけれども、今後またいろいろな実情その他について調査をいたしまして、もちろん検討を加えていくことにはやぶさかでないと思ひます。

○ト部委員 局長、まあ、いままでの状態の中では問題がないように思ひますけれども、同時にまた、その調査の結果に基づいて訂正をするということについてはやぶさかではない、こういうことをおっしゃっておるわけですが、しかし、調査の結果云々じゃなくて、現時点の中でも慎重に考慮すべきじゃないかと思ひます。ということは、もう三十六年の時点の中であえ、この問題が大きく取り上げられておるじゃないかということです。それで、三十六年の問題について、あなたはそういうことを言うけれども、じゃそういうような問題の資料等がありますかということになりま。私、いまここで皆さん方に提示をしてもいいと思ひますね。それで、一つの参考として申し上げておきたいと思ひます

が、三十六年の日本農業新聞、トップに書いていますよ。これは、もう乳牛一頭でも四頭でもだめだ、こういう償還期限ではやっていかれないというところが書いてあるのです。その計算方式その他について、皆さん方のほうで私の言うのが誤りだということでありま。ならば、私はその計算方式を全部お上げをいたしますから、十分ひとつ読んでいただきたいと思ひます。私は、おそらくそういうことを知っておられるのではないかと思ひます。知っておられながら、私はまあ率直に言つて、仮谷政務次官が、まことに恐縮であります。自民党のてれんばれんの農民不在の政策のためにそういうようなことが出てきておる。農林当局はやむを得ずやっておるというのが現状の姿じゃないかと思ひます。もしそうでなければ、私はたいへんな問題だと思ひます。少なくとも農民が切実な声を上げておる。これはもう全農民の声だと思ひます。あなたたちが調べていることは違ひます。そういう声を上げておるのに、それを守るのにはやはりあなたたちです。だれにたよるか。こういうようなことを考えたときに、この償還期限の問題は、そういうゆるがせにできる問題ではないと思ひます。そういう問題について、やはり知っておるなら知っておる、そして、まあそういう問題に検討を加えたけれども、当局はそういうことになったのだというふうな明快な答弁がなければ、全農民は納得できないと思ひます。その点をひとつはつきりお伺ひしたいと思ひます。

○森本政府委員 御指摘の新聞は、私、ちょっと拝見をしていないのでございますが、先ほどお答えいたしましたようなことで、まずまずこの程度のことではないかというふうには思ひます。おきまして、重ねての御指摘でございます。では将来実情調査の上、検討を続けていきたいというふうに思ひます。

○ト部委員 局長、その点の善意はよくわかるのです。だけれども、私は将来じゃおそいのじゃないかということを訴えておるわけですが。そういう点で、仮谷政務次官、ひとつこれは法改正を行なう現時点の中で御答弁を願ひたいのですが、若干でもやはりそういう面におけるところの制度の——制度といつたらおかしいのですが、いわゆる改正へ向かつていく姿勢がなければならぬと思ひます。ひとつその点に対する政務次官からの御答弁を願ひたいと思ひます。

○仮谷政府委員 今度の近代化資金では、かなり現時点でわれわれは取り上げるものは取り上げ、しかもその他の一般的な事項は、特に据え置き期間の延長といったようなことで手を加えておると思ひます。家畜の場合、おっしゃる点は、地域的にもいろいろ違ひ点はあると思ひます。けれども、確かに現時点ではそれと十分とは私どもも考えておりません。この問題は、先ほど局長から答弁しましたように、十分ひとつ検討しなければならぬ、かように思ひます。

○ト部委員 ひとつ十分なる検討のもとに、全農業者が当面苦悶しておる問題について、真剣な検討と、それから早急な改正措置というものをを行なつていただくように要請をしておきたいと思ひます。

時間もおさまいせんし、委員長からせられておりますので、次に進んでまいりますが、次に、農業金融制度の総合運用の体制について、要望をしておきたいし、お伺ひをしておきたい点が一点あります。これは前回中川君のほうからも指摘をされておりますけれども、現在の制度金融だけの例をとつてみても、その内容は実に複雑多岐にわたつております。そうしてその運用に至つては、県庁の農林部の例をとつてみても、各課で関係資金のワケを握つておきまして、さらに系統金融とか団体取り扱ひの金融、農地だとか土地関係などというものがあつたので、たいへん複雑になつておりますが、こういうような金融制度を総合的に運用して、資本整備の高度化と経営の近代化、さらにその推進体制というものを整えていかなくちゃならないと思ひますのでありますが、現在そ

ういふものはどこにも見当たらないわけでありま。せつかくある制度でありますから、今後において大いに活用しなければならぬと思ひますが、やはり農業者の経営活動にこれを適用させるために、コンサルタントなんかの制度でも設置してはどうかという考え方を私持つておるのであります。これはひとつ政務次官のほうからお答えをいただきたいと思ひます。

○仮谷政府委員 ちよつと御質問を聞き漏らした点もあると思ひますけれども、農業関係のいろいろ総合的な指導というものは、御承知のように、改良普及員等がありまして、かなり積極的にやっておることは、ト部さん御承知のとおりであります。それから構造改善あるいは畜産関係では一応コンサルタント式に指導いたしていることも御承知のとおりだと思ひますが、総合的な問題としてこれをどう集約して効果的にやっていくかという問題については、実はいま御意見を承つた程度でありまして、これは専門的な問題ですから、ひとつ十分検討させてもらいたいというふう

に思ひます。

○ト部委員 局長、いまそういうふうな段階にあるのかないのか、専門的な立場からひとつ。○森本政府委員 ただいま政務次官のほうからお答えがあつたのでございますが、われわれといたしましても、現在県に改良普及員がおりまして、しかもこの中に経営の専門の改良普及員がおるわけでございます。それに重ねて新しく総合的なコンサルタント制度といったようなものを設けるということでございますが、まあ、それらの関連等も考慮いたしまして、将来十分検討すべき課題であらうというふうには思ひます。

○中川委員長 では午後一時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時二十九分開議

○中川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

す。

午前につき続き質疑を行ないます。ト部政已君。

ト部委員 午前につき続きまして質問を行なつてみたいと思います。

今回のこの改正の問題に入っていくかと思いますが、今回の改正のおもなる理由というものは、すでに補足説明等において明らかにされておりますから、その問題については触れませんが、ただ、ここにいわれております、農業信用基金協会の行なつたところの債務保証をさらに再保証するという制度をつくる、こういうようなことがいわれております。私は、このことに関する限りは問題はないかと思うのでありますが、先ほど指摘をいたしました問題の中で、苦悶を続けておりますところの農家の方々が、今度は担保不足のために融資を受けられないという問題が出てきておるだろうと思うのです。そういう問題がこれに伴つて根本的に解決されるであろうかということが問題になるかと思つておりますが、担保不足のために融資を受けられない云々という、この問題に対する私の投げかけに対する当局の御答弁をお願いして、そこからひとつ論議を重ねていきたいと思つてます。

○森本政府委員 今回の保証制度の整備が十分効果をあげるかという御質問でございますが、実は先日もお答えを申し上げたわけでございますが、現在の保証制度で不備であると思われまします点、一つは、各県に基金協会というのがございますが、基金協会が保証いたします場合には、国が県の補助を半分持つてゐるわけですが、県、国、農業団体等が出資をいたしました基金にたよつておるわけでございます。不幸にして延滞が起つてしまつて、債務が返済できないというふうな場合には、基金協会としましては、直ちにその基金を取りくずして代位弁済をしなければならぬ、そういうふうな形になっております。ところが、その

基金たるや、現状では基金協会の運営費のもとになつておる。あるいはその基金を代弁に使用していると、保証の倍率が足らなくなる。保証を続けていく、あるいは拡大していくとすれば、さらに基金を造成しなければならぬ、そういう難点があるわけでありまして、そういう点から、保証なり代弁なりに対して現在の基金協会が必ずしも活発に動かないといったような実情になつておるのではないかと思つております。

そういう点を回避するため、一つは、中央の保険機構を設けて、地方の基金協会の保証債務についてのリスクを肩がわりしていく。それからもう一つは、融資制度を設けて、直ちに基金を取りくずさなくても代位弁済に充てるような資産がでるというふうな点からいふと、いさゝかわけでございます。そういう点からいふと、従来保証なしの代弁に對して必ずしも十分でなかつた現行制度は、制度的には整備をされまして、基金協会の活動が活発になつていくのじやなかろうかと思つておるわけであります。

なお、そういうふうな基金協会の能力の向上に伴ひまして、従来保証の率を八〇%にしておりましたのを、少なくとも農家が借り入れるものにつきましては、一〇〇%まで保証の率を拡大するといふことをあわせて今回の改正の要点にいたしておるわけでございます。そういうことを考えますれば、十分運用よろしきを得れば、担保保証問題についての従来の難点が改善を見るもの、そういうふうな思つております。

ト部委員 この保証制度そのものについては、また若干私も意見を申し上げたいところがございまして、いまは担保不足という問題に限つてとらえての質問をしておるわけでありまして、その面にしほつて質問をしていきたいと思つてます。

それで、担保不足のために融資を受けられないという問題について、私は第一点を指摘したわけでありまして、担保の追徴率という問題も、そうきびしくないなどということがいわれておりますし、これは本なんかに発表をされておるわけ

あります。そういう問題はどうかというふうになつておるかというのを御答弁願ひたいと思つてます。

○森本政府委員 当面議題になつております近代化資金の貸し付けの状況から申し上げますと、協会の保証がありましてもなお保証人を徴取しておるもの、あるいは協会の保証がありましてもなお物的担保と保証人をあわせて徴取しておるもの、こういう貸し付けの状況が過半数を占めておるようでございます。先ほど申し上げましたようなことで、協会の保証が八〇%といったようなことになつておりましたから、金融機関としてはなお自己のリスクが残るわけですから、協会の保証がありましても、なお保証人なり物的担保を徴取せざるを得ないといったような実情になつておつたかと思つておりますが、今回の改正では、この点は制度的には協会の保証が一〇〇%カバーし得ることになるわけですから、あわせて保証人なり物的担保を徴取するということについては、われわれとしては、そういう点はできるだけ軽減するように強力に指導をしていきたいというふうに思つてます。

ト部委員 いま御指摘になつた担保の問題になつてきましたので、ここにまた焦点を合わせていきたいと思つたのですが、現実には僻地なんかにおきましては、実際問題として、担保が不足のためにもう融資を受けられないという状態が随所に出てきておるわけですね。これは大体全体的に調べてみて、私は問題ないかと思つたのですが、信用基金協会が債務の保証を行なうにあつては、五十万円以上はほとんど物的担保をとつておるというふうなところになつておると思つたのです。ですから、物的担保を持たない者は、いかに経営能力を持ち、意欲を持つても、制度金融の恩典に浴していないというのが現状の姿ではないだろうか、私はそういうふうに思つておるわけですね。

そこで、経営の拡大などいふにしても、農地の拡大の場合には、それをさらに担保として提供できるのですけれども、資金集約的な経営拡大の場合

合、たとえば養鶏だとか養豚だとかビニールハウスというふうな、ばく大な資金を必要とする、こういう一般的なもののについては、物的担保というものが無い。特に農地を持つていない場合が多いわけですね。そういう場合におきましては、投下施設の担保価格なんというのは非常に安く見られることができないために困つておるようなことが出ておるわけですが、こういう問題に対してはどういうふうに対処されますか、ひとつお伺いをしておきたいと思つてます。

○森本政府委員 近代化資金につきましては、先ほど申し上げましたようなことで、担保保証問題は将来かなり改善できると思つておりますが、もう一つの制度金融であります公庫資金につきましても、従来から農地担保の評価等につきましても、その評価の掛け値が必ずしも実情に即さないといったような点がございまして、そういうことも考慮いたしまして、四十年から農地担保の評価につきましても、従来は時価の五割程度といったことになつておつたやうなことで、八割程度まで引き上げるというやうなことで、御指摘のやうな点についても漸次改善しつつある、こういう状況であります。

ト部委員 先ほどもちよつと触れました制度金融の問題のほうからこの面をながめてまいりますと、局長が指摘をされておられますやうなそういうスムーズな姿というものは、私は出てきていないと思つたのです。また出てくると思えないのです。そういうふうなところの中で、わずかも保有しておるところの物的担保が全部制度金融のほうに取られてしまふ。そして先ほど指摘したやうに、単協から借りなければならぬという分に対しては担保が提供できないという問題が出てきておるわけですね。ですから、貸し付けの保全という立場からするならば、制度金融のほうは非常に安全な貸し付けが行なわれておる、単協は非常に危険な貸し付けを行なつておるやうなことが出るのです。だから、そういうやうな制度金融の悪い

○森本政府委員 今回の改正は、確かに二つの側面がございまして、保証制度の整備拡充ということによって、金融機関側から見て安心して資金の融通がでるというふうな面もございまして、また借り受け者たる農家の側から見ても、先ほど言いましたように、担保なり保証人を徵求することがなくても、基金協会の保証にかければ融資が受けられるといったような、借り受け者側から見ても相当な改善措置になる、こういうふうなわれわれは理解をいたしておるわけであります。

そこで私は、この問題に對してさらに指撥を
いたしたい点があるわけですが、そういう
ようなかつこうの中で農林中金の行なつておつたた
過去の問題についても、若干指撥をいたしたいと思
うのですけれども、率直な言い方をいたしたいま
すと、ついでこの間までも、年末になると單協に入つ
て米代金を集めて、それをコール金融に運用し
た、第二日銀などとまでいわれたときがあつたわ
けです。そうしてかせぎまくつたことは、これは、
もう局長も御承知のとおりなんです。ところが、
それが最近になって、経済界が不況になつた、い
わゆるコール需要が減退をした、コール金融のう
まみがなくなつた、そういうふうなことから、今
度は農業近代化資金の直貸し方法をとるなどとい
うことによつてそのうまみを得ようとするところ
の、変わった政府相手のコール金融を始めたのじ
やないかというような勘ぐり方をされても、私は
しかたがないと思うのです。それはそれといたし
まして、現実的にはこのだぶついた資金の効率運
用の問題について、どのようにこれを対処しよ
うとしておるのか、お伺いしたいと思ひます。

○森本政府委員　御指摘のように、系統機関を通じて農協から信連、信連から農林中金というふうな預金があがつてまいりまして、最近相当貯金の量もふえておるといふようなことから、農林中金にいわゆる余裕金が増大してきておるといふことでございます。われわれとしましては、こういった事態で、しかも客観的な金融情勢が昨年以來かなり変化をしてきているわけですから、こういう機会をとらえて、系統金融が従来の高利回り、高コストといったような体質を改善しながら、できるだけ員内貸し出しを促進していくことに

○卜部委員 大体中協の上にある農林中金だといふところがされておるわけですが、もちろんそのとおりだろうと思います。ことばをかえるならば、農林中金の末端組織であるところの農協なんですが、こういうところに對する補償や救済措置といふものが何ら行なわれずに、系統とはいひながら、単協組織の上に君臨する、全く異質な體質を持った農林中金と直接取引をするような制度の新設というものは、私はやはり本末転倒もはなはだしいのじゃないかというふうに思うわけです。しかし、局長のほうからそのようなおことばもありましたけれども、この点については私は十分配慮されてしかるべきではなかったかと思うのですが、仮谷政務次官、そういう問題については、政務次官としてどのように理解をされるかをちよつとお聞かせを願いたいと思います。

○仮谷政府委員　どうも御質問の趣旨が十分のみ込めませんでした。今度新しく農林中金に利子補給をして、中金自体から貸し出しをさせよう、そういう問題についての御意見のようですが、御承知のとおり、単協だけでは貸し付けのできない対象のものが間々あるわけでありまして、たとえば地域的に二つの農協にまたがっているものとか、あるいは資金そのものが非常に大口で、単協だけではとても引き受けできないとかいったようなもので、しかも近代化資金を利用することがきわめて必要だというのが確かにあるわけなので

以上にまたがるといったようなものについては、農業法人といったようなもので、業務区域が二県必ずしも信連なりあるいは単協なりで——一信連でカバードし切れないといったような問題になってくるわけだ。そういう場合には、中金が直接融資をしていく、また借り入れるほうにとつても、それが便利であるといったようなケースが漸次増加してきておる。そういう借り入れ者の実態なり実情に即しまして、いま言ったような中金の直接融資といったような道を開いていこう、こういうふうに考えておるわけでありませう。

あります。そういうものについては、農林中金のほうで直接貸し付けを行なう、そうしますと、それについて利子補給を行なう、こういう制度を今度開いたわけでありまして、これは現実の問題としてそのことの必要性に応じてきたわけでありまして、御指摘のように、中金が単協の上に君臨をしておるといったような、そういう考え方のもとに設けた制度ではございませんので、御了承をいただきたいと思います。

○ト部委員　これは銀行の例をとつてもそうですが、銀行保証というものがあるわけです。金がダブつておるところの人たちは、銀行保証があれば金を貸すと、こう言う。銀行が銀行保証をするくらいだったら、おれが金を貸してやる、こういうふうな状態があるわけです。そういうふうなことから、保証制度というものが確立をされたら、それはだれだって金くらい貸す。私は、いまだ、そのような単協にしても眞信連でも、持つておた

らそれは出せると思うのですよ。そういうような問題も織りなしてまいりますと、何もここに中金が出てくる必要はごうもない。それより先に、単協の保証と、この救済措置、事業援助などの具体的の方策を政府がやはり講ずる必要があるのではないかと、私は思うのですよ。実際には、それがやらなくては、そこのほうへきつと持っていくという事は、あまりにも県信連とか単協に対して冷たい仕打ちじゃないか、こういうふうに考えるわけですが、その点の善後策というものを講じようとするのかしないのか。さらに仮谷政務次官のほうにお伺いしたいのですが、実際にそういうような状態に私はあると思うのですが、その点もあわせて御両人からひとつ答弁を願いたいと思います。

○仮谷政府委員 これは決して単協の領分を侵すとか、信連の領分を侵すとかいったような問題じゃございません。単協にできるだけひとつ大いに働いてもらって、そうして系統資金を十分に伸ばしていただくという趣旨から出発したものでありまして、単協で貸し出しのできる範囲のものを決して侵そうというものではない、あるいは信連でやろうというものを、その領分を侵そうというものではない、決して侵しません、それでなおかつその上に、足りない、不便だというものを補充する意味で、中金から出していただく、こういう観点でございまして、より充実を期しようという考えからきておるのであります。御了承を願います。

○ト部委員 政務次官、私が指摘した単協に對する保証や救済措置や、さらにそういうふうな事業援助の具体的な問題も、やはりそういうことでありますならば織りなすべきではないか。当然にそういうことをやるならやるとすべきではないか、こういうことなんです、その点はどうでしょう。当然やってやる、こういうことでよろしゅうございませうか。

○森本政府委員 農林中央金庫としましては、別段みずから貸し出すことをよしとするわけではございませんで、むしろ系統金融機関として、資

金の調整といったようなことが本務でございまして、最近におきまして、たとえば近代化資金でありますれば、その原資について単協が必要とするものを低利で貸し出しをする、そういうふうなことも始めておるわけでありまして、そういう意味におきましては、中金としても、単協に對してかなり資金面についても援助を強化しつつある、こういう状況であります。

○ト部委員 局長、これはあらゆるところで聞くのですが、農林中金と県信連とのトラブルをいままです率直に言つてどう耳にするのです。そういう制度と相關連をして云々ということとは、これはおかしい言い方かもしれない。しかしながら、實際問題としてそういうようなトラブルが那邊にあるかということに思いをいたして、そしてさらに今回の改正案というものをながめたときに、県信連にしても単協にしても、おれたちの上に君臨をするというふうな、そういう疑惑を断ち切ることはできないと思うのです。同時に、そうするならば、われわれの余剰金があるのに、そういう余剰金をなぜそういう面に支出させないのか、グブつく問題の資金を……さらにまた、そういう問題が行なわれると、もしかりにそれを認めたとしても、そういう救済措置なんかを優先すべきではないか、こういう切実な叫びというものは、私は耳を傾けていこうと思うのです。そういう点を、何れも中金が君臨しておるのではないかと、そういう点の資金援助を行なうなどということでは、いままでも一生懸命近代化資金に取り組んできた単協にしても、県信連にしても、これは私は納得できないものだと思う。その点について、具体的に私が言っておりますそういう救済の措置、さらにまたこの保証、こういう問題について、考慮するならば考慮するということをはっきり言つてもいい。こういう点について考慮するのかもしれない。いや、しないなどと言つたら問題があるから、するということでは御答弁を願いたいと思ひますが、どうですか。

○森本政府委員 先ほど来申し上げておりますよ

うに、農中に対する直接融資、直接利子補給という制度を設けましたのは、あくまでも、組合なりあるいは信連が融資が適当ではない、扱いにくいというものについて、借入れ者の希望があれば、農中が貸し出しをする、そういうたてまえで道を開いたつもりでございまして、なほ、具体的な運用にあたりましては、系統機関内部のことでございますから、それぞれ融資の分野については適宜調整をはかつていくもの、こういうふうに思っております。

なほ、農中と信連の間に多少トラブルがあるようなお話を承りましたけれども、もしそういうことがございしますれば、われわれとしても、実情調査の上、適宜善処をするつもりでございしますので、御了承願ひたいと思ひます。

○ト部委員 いま局長のほうから御答弁がありまして、前者のほうなんですけれども、その問題についてはひとつほんとうに、ただ委員会における答弁といふことだけではなくて、いままでもそういう問題と真剣に取り組んできた単協なり県信連に對するあたたい思いやりというものを施策の中で示していただくように、ひとつお願いをしておきたいと思ひます。

それから後段のほうであります、県信連と中金との間のトラブルがないなど……ないではありません。知つていないということではありません。しかし、大体これを知つておらないということ自体がおかしいのでして、私なんかでもよく知つておるわけです。しかし、それは局長として知つておることになりますと、この委員会の席上における発言としてかなり問題もあるようなところがある。その含みのあることばだと思ひます。しかし、そういう問題については、どこからそういう問題がきたのかという根本的な問題を……ただ感情的な対立じゃないのですから、そういう問題にひとつメスを入れて、前段のほうの問題と同じく、そのよつてきた根本の問題を解決する、こういう方向でひとつ善処されんことを要望したいと思ひます。

そこで、たいへんお待たせをいたしましたけれども、農林漁業金融公庫の方にひとつ質問をしてみたいと思ひます。

現行の制度資金の中で最も有利な資金だと当局が言つておられますところの、現実に有利でございしますが、この経営構造改善資金が、一〇〇〇消化されてないということは一体どういうことなのか、お伺いをいたしてみたいと思ひます。

○大月説明員 経営構造改善資金のわれわれがいたしておりますお金、かなり出が悪いというお話でございしますが、全体といたしましては、毎年大体において所要の資金の貸し出しをいたしておるわけでございまして、改善資金のうちで、三分五厘の資金が一部余つておるという事実はございします。これは経営構造改善資金の中に、補助金の残りを融資する制度と、われわれの公庫だけが単独で融資する制度と、われわれの公庫だけが二種類ございまして、補助金の融資は金利は六分五厘でございまして、何ぶん補助金があるという意味で、借入れ者のほうがぐらゐかといへば有利になるわけでございしますので、まず補助金の融資のほうに需要が集中いたしましたので、その残りが三分五厘の資金にくるというような事情がございまして、年間締めてみますと、三分五厘のほうは若干悪い。それからその三分五厘の資金につきましては、農政局のほうの認定の御作業をいたしておるわけでございまして、金利が安くて、借入れ者の負担になるということもございまして、借入れ者が相当慎重である。実質的な需要が若干足りないという面もあるかと思ひます。しかし、大勢といたしましては、四百億ばかりの資金が年間あるわけでございしますので、それをほぼ融資に使つておるという実情でございします。

○ト部委員 先ほど御答弁がありましたように、いろいろの問題がございしておりますが、私率直に御指摘をいたしたいと思ひますけれども、貸し付け基準の硬直化ということが問題になるのでは

ないかと思うのです。一つの例をとってみますと、これは林道金融の需要がかなりある地域の問題なんでありまして、従来は県庁なんかで出先機関でもって係が業務でこれを取り扱って指導していたわけですね。ところがそれが相当の需要があった、こういうことから今度はこれを専任にして職員を配置した。ところが、そのとたん林道がつかなくなったという事例があるわけです。そしてまた、その融資を申請しても、貸し付け基準に照らして、受益面積が少いとか、林道の傾斜が急だとか、さらにはカーブが狭過ぎるとか、率直に言って、申請書と設計書の一個一個についてけちをつけられるために、採用にならないということが多いですね。そういうような点について、これは基準が悪いのか、その運用が悪いのか、とか、貸し付け基準に忠実ということになれば、基準そのものが悪いということになりますし、それで、現にこの傾斜等は、いまオート三輪等とは違つて、かなりの車が能力を上回つておるわけでありまして、あまり問題ないと思つておるわけですから、ただ基準は一応の原則を示すものであつて、ある程度の地区の実情を勘案して弾力的な扱いが行なわれるというものでなければならぬ、こういうふうに考えるわけですが、その点についてはどうお考えですか。

○大月説明員 ただいま林業に關しまして具体的なお話がございましたが、お話の林業の融資につきましては、まず補助金の融資と単独融資とがございます。補助金の融資の場合には、県庁におかれまして、その補助金を出すにいていろいろ条件をつけられることはあると思つて、ただ、補助金でございまして、やはり一般の融資に比べては、相当厳重な査定があるというように考へております。われわれの単独の融資の關係におきましては、特にそういうこまかい基準はつくつてございませんで、実情に應じまして査定をする。ただ、県庁で査定されるときには、補助金の融資と単独の融資と両方比べてみて、そう極端に違つた扱いもできないのではなからうかと考へており

ます。特に一般の常識を越えまして、非常に強い査定をしておるといふようにもわれわれは承知いたしておらないのでございすけれども、もし何か具体的な例でもございしたら、われわれも十分実情を調べて、また改善いたしてまいりたいと考へております。

○ト部委員 實際問題としてそういう事例がないということでも、もしあるとすれば、そういう問題について調査をするということでありまして、私たちの県の中にもそういう問題があるわけでありまして、ひとつこの実情を調査して、そういうことのないようにお願ひをしたいと思います。私は、これは島根県だけじゃない、全般的な問題ではないか、こういうふうに考えるわけです。というのは、この基準の硬直化という問題から、幾ぶん不利な条件の資金でありながらも、弾力性という点で、この近代化資金のほうがより多く利用されているという原因をなめてみると、いま副総裁がおつしやうたように、前段では大抵利用されておるといふことと、それから今度はいまの問題とからめてみますと、若干矛盾をしておるような面もあるわけですね。その点にやはり十分な配慮をしていただいて、そういう一番有利な資金なので、それから、一番多く使われなくちやならないのに、不利な資金がより弾力的なものでして利用されるというところに問題もあらうかと思つて、その点もひとつ十分に配慮をしていただきたい、こう思つております。

まして、そういうような手続でございすとか、審査の基準でございすとか、そういう点について何か借り入れ者に御迷惑をかけておる点があれば、どんなに簡素化していくということでも、逐次実行に移しておるわけではございす。

○ト部委員 いろいろ意見なり御質問を申し上げてまいりましたけれども、何と申しましても、私がここで取り上げた、総ワクをふやせ、量的な拡大よりも質的な拡大をやつてもらいたいという私の声というものは、端的に言つて、苦悶しておる全農業者の叫び声だということを自負するものです。こういう観点に立つて、この償還期限の問題、さらにはまた総ワクをふやすという問題、そしてまたそこにある負債という問題等について、これから十分な配慮というものと、全農業者に対して農林当局が誠意ある応答をもつてこれに報いていかなければならぬというのを申し上げたいと思つております。同時に、そのことを期待をするわけでありまして、ひとつそういう問題につきましても、ただ一つの机上のプランではなく、机上における一つの法案でもないように、これからも調査を重ねていただきまして、そういう全農民の叫びというものを直剣に取り上げていただきたいことを要望いたしておきたいと思つております。

臣にいろいろと御質問申し上げたいわけですから、政務次官のほうから明確な答弁もなされた問題をさらに繰りまして、大臣にもひとつ確認をとつておかなければならぬことでもありますので、大臣に対する質問は保留をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○湯山委員 湯山勇君。私は、主として信用保険協会の問題を中心にお尋ねをいたしたいと思います。端的にお伺ひいたしますけれども、今度信用保険協会をおつくりになつたのは、従来の基金協会というものがあまり役に立たない、これではどうも目的を達することができないというような観点からおつくりになつたのかどうか、その点をまず伺ひたいと思つております。

○森本政府委員 役に立たないからということではございせん、御案内のように、各県の基金協会は、すでに基金としましては全国を通じてと百億近い基金を擁して、それぞれ活動に必要な基金を確立してあるわけではございすけれども、先ほど来御答弁を申し上げましたように、現行制度の中には、その基金協会の活動をもう一十分に行ないきれないような不備の点がありまして、基金協会の活動を今後さらに十全にするという意味で、中央に保険協会をつくり、保険事業並びに融資事業をやつていこう、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

○湯山委員 いまの点も一度お尋ねいたしますが、もし基金協会がなかったら、はたしていまのような近代化資金等は消化できなかったかどうか、これは先ほどのト部委員の質問にも関連するわけですが、その辺はどう御把握になつておられますか。私の気持ちを率直に申し上げれば、いまの基金協会だとつくつたからといって、近代化資金の消化が非常に進んだというふうにも受け取れない、これがなくてはいまとあまり変わらないところまでいくのではないかとこの感じが持つわけですね。と申しますのは、農協あたりが近

○大月説明員 われわれ政府機関の仕事をやつております者といしましては、せつかくの低利の資金が利用者のほうに円滑に流れないということ、最も戒心すべきことだと思つております。そういう意味におきまして、いろいろ地方の声も常に周到な注意をもつてお聞きいたしておるわけではございす。数年前から業務改善委員会をつくり

な、この問題に対して、制度金融の問題で

代化資金を貸し出す場合に、基金協会のほうに重点を置くわけではなくて、むしろ本人の担保力、返済能力のほうに重点が置かれておる。形式的に基金協会というものが使われておる面もありますけれども、これはなければならぬ、あまり変わりはないか、率直に申しましてそういう感じがいたすわけです。その辺はいかがなものでしょう。

○森本政府委員 基金協会があつたからどの程度融資の促進に役立ったかというところは、計数的にこれを把握するというのはむずかしいと思ひますけれども、御案内のように、融資をいたしております六〇%、あるいは最近それより若干上がつてきておるのではありませんが、基金協会の保証にかかってくる。しかも保証依存率というものが、年々高まりつつあるというところから考えましても、融資を円滑にする意味におきまして、基金協会がある程度の役割りを果たしておつたということも言えると思ひます。また基金協会がない以前におきまして、各県の実情によりまして、そういう信用補完のための協会というのが、国の補助なしに自然発生的に成立をしつゝあつたというふうなことから考えましても、やはりそういうものの必要性なり機能なりというものが期待されておつたということは言えると思ひます。

○湯山委員 それでは、信用基金協会が形の上ではできておるけれども、実際にはその役目を果たしていないという協会も相当あるのではないかと思ひます。その数は、それは時点の取り方、いろいろな区分のしかたによつて違ふと思ひますけれども、どのくらいがその役目を果たしていないというふうに見ておられますか。

○森本政府委員 御指摘のように、各県かなりその活動状況が違ふというふうな実情にあらうかと思ひます。それはやはりその県におきます県内関係者の指導の問題、それからまた、先ほど申し上げましたように、現在の基金協会は、従来各県においてできておりました財団法人を引き継いだという関係もありまして、そういった資金運営のあり

り方がいまだ残つておるというふうなことも影響しておると思ひます。そういうことで、計数的にどの程度活動の不活発なものがあるかということとは、なかなか判断がしにくいのですけれども、保証の依存率が極端に低いといったような協会もあるようでありまして、そういう意味からいいますと、県によつては、必ずしも活動の十分でないというものがあつたろうというふうには思つております。

○湯山委員 この基金協会の最終的な重要な業務といへば、代位弁済の業務だと思ひます。これがなければ一向役に立たないわけですから、その代位弁済が三十九年、四十年あたりで全然行なわれていないというふうな例、そういうものが幾つくらいありますか。

○森本政府委員 代弁を全然行なつてない基金協会の調べといふのは、ちよつといふ手元にございませぬけれども、全国的に見まして、代弁額が案外少ない。従来の代弁の合計を見ますと、もうらん代弁の要求がありまして、それをどの程度受け入れ、断つておるかという調べは必ずしもございませぬけれども、従来の代弁の実績額を見ますと、必ずしも全体に對して代弁が減つておるというふうにも思へない節がございます。

○湯山委員 これは非常に重要な問題ですから。私の手元にある資料によれば、三十九年度において代位弁済の実績がなかつた協会が約半数の二十三協会ある、こういう資料があるのですが、これは間違ひでしょうか。

○森本政府委員 先ほどちよつとお断わり申し上げましたように、いまその資料が手元にございませぬので、後ほどまた確認をさせていただきます。

○湯山委員 これは基金協会がその役目をよく果たしたかどうかを判断する一つの重要なポイントなので、これがかつて半数近くもあるというふうなことだと、これは非常に問題であると思ひます。そこで、私が最初役目を十分果たしておつたかどうかということをお尋ねしたのは、ここへの

関連でお尋ねしたわけで、この問題のお答えもお尋ねも留保いたしまして、次へ移ることにいたします。

これは出された資金が、いま公庫のほうからございまして、公庫が来年度千四百億、それから近代化資金を含めて信用保証協会、これに関連する資金といふものが八百億ですか、それ以上になる。そうなる、農業金融としては非常に重要な役目を果たさなければならぬということですが、はたしてそれが役目を果たしているかどうかという判定は、どういふところでしておられますか。

○森本政府委員 主として、公庫資金にいたしましても、あるいは近代化資金にいたしましても、短期資金というよりは、やや長期の資金を貸し出しておるわけですね。おそらく農家の使い方をしましては、いわば固定資本の投資に対する資金の調達といふふうな面に使われておるというふうな思ひ方でおるわけですが、個々の農家がどういふふうな使用のしかたをしておるかといったような実態に基づいた詳細な調査は必ずしも十分ではございませぬけれども、御案内のように、農業におきましてこの固定投資といふものは、三十五年から三十九年を見まして、四千億から六千億といったような形でかなり増大をしておる。そのうちで原資を源泉別に見しても、政府の補助金のあつたものもございまして、いわゆる制度資金にたよつて固定資本投資をしておるというふうなものも相当あるわけをございまして、先ほどの農家の固定資本投資額のうち、制度資金の割合といふと、さういふものが漸次増加をしてきております。たとえば三十五年にはそのうち約一〇%になつておりましたが、三十九年には二〇%程度までシェアが増大しているということから見ましても、あるいはその中における近代化資金の役割りといふふうな点に限りまして、三十九年には農家の固定投資の中に八%ぐらいの比重を占めてきているというふうな点から見ましても、

やはり相当の効果を發揮しておるのではないかと、さういふふうに思つております。

○湯山委員 私かねがねさういふことを一べんお尋ねしてみようと思つておつたのですけれども、こういう資金がどれだけ出たかということでは評価することも大事だけれども、それがほんとうに目的に使われたかどうかということは、それよりももっと大事なことでないかというふうに思ひます。そこで、それが正しく使われるということのために、それらの資金の性格が、この場合であれば系統団体及び農民によく理解されるという必要があると思ひますが、その点で、従来の基金協会の場合もさうでしたし、今度の場合もさうなことですけれども、農業の生産性の向上をはかるということが、とにかくこの基金の一つの大きなねらいになつておる。生産性の向上をはかることを聞くかといふと、従来労働生産性が取り上げられておりました。その場合ならば、非常に極端な言い方をすると、寝ておつて少し収穫があるほうが、働いてそれより若干多くても、それよりも有利である、半分の日数働いて七割の収穫があれば、十働いて十あるよりも生産性が高い、こういうことなるわけですね。それから資金の生産性からいつても、資金をたくさん使つて、たとえば水田なら水田で四石の収量があつた、それに対して、資金を半分しか使わないうで三石あれば、資金生産性もそのほうがいいわけです。逆な言い方をすれば、たくさん資金をこつして出すということは、資金の生産性を実は低下させている。事実さうなんでしょう、多くの場合。こういう現象がずいぶん見られます。そこで、一体、この生産性の向上といふものが至上命令なのかどうなのか、これに非常に疑問があるわけです。ここでいう生産性向上は、どういふことを指すのか、今日までいろいろなところで生産性向上といふことを言つてきましたけれども、何をやってどうするか、はっきりしないわけです。この辺ひとつどうだということをはつきり御説明をいただきたいと思ひます。

○森本政府委員 たいへんむずかしい原則的なお尋ねでございますが、生産性の向上をはかるということが、農業基本法にも施策の目標として掲げられております。最近の農政の目標としては、よくいわれることでございますが、概論的に申し上げますれば、おそらく生産のための諸要素、その能率をあげていくというふうなことになると思うのであります。生産に投下されるところの諸要素をできるだけ少なくいたしますか、単位当たりのそういった諸要素に対する生産の上がり方が相対的に高いほうに向かつていくということが、おそらく生産性向上の概論的な話だと思うのですが、何といひましても、生産の諸要素のうち、従来は土地が限られておったのでありますから、土地生産性を上げるといふことに非常に力点がいままでの日本の農業はあった。したがって、新しく出てまいりました経済環境、ことに労働力が流出をする、また農家の所得の向上、従業者の福祉の向上といったような観点から言いますれば、最近においては労働の生産性を高めていくことがかなり大きな課題であるというふうなことがいわれてきております。ただ、その際にも、もちろん、土地の生産性なりあるいは資本の効率を無視して、労働の生産性のみを上げるというわけではございません。土地生産性、資本の効率といったものを上げつつ労働の生産性を高めていく、こういうことが必要なことではないかと思うのであります。

○湯山委員 いまおっしゃったとおりだとすると、具体的に農民はそれをどういうふう把握するのでしょうか。おそらくいまの説明を聞いても、一体どうしたらいいのだろう、労働生産性も上げなければならぬ、土地生産性も上げなければならぬ、資本の効率も高めていかなければならぬ、それらの間には相互に矛盾がございますね。ことにいまのような集約経営が高度に達している状態で、資本を投下したつてそうむやみに生産が上がるわけではありませぬ。労働の生産性を高めたからといって、生産が上がるわけありません。生産性も上げなければならぬ、それから時間も

少なくする、それから資本もなるべく少なくしてというふうな、そういう観点から資金を出すということも、それ自体にまた矛盾があるような気がします。そこらへんはつきりしないと、一体何に使っていいのだろう、貸すほうの側もどういふことに貸したらいいのだろう、それでいいのだろうか。ただうしろのほうの項目の中に入っておるか、これはまあいいということ、法律の目的を理解して貸し付けるのじゃなくて、うしろのほうのこまかい規定に入っているから、それでいい、それで悪い、こういう判断しかできないじゃないでしょうか。

○森本政府委員 必ずしも、先ほど申し上げましたような、たとえば土地生産性と労働生産性をともに高めていくということができないというものではないと思います。たとえば、土地の生産性を上げてまいりますと、当然労働の強度が同じであれば労働の生産性も上がってくるといったような関係になるわけです。ただ一方だけをあまり強調してまいりますと、他方とバランスをとって生産を上げていくという点に無理が生じてくるというふうな関係に相なるかと思つております。ただ、お尋ねはそういうことでは必ずしもないと思ひますが、そういう点を十分考慮して、資金の借り入れなり営業の設計なりをうまく指導できるかどうかというふうなお話であらうかと思ひます。もちろん、そういう詳細な形ではなかなかやっておる点がむずかしいのでありますけれども、いずれにせよ、農業経営の改善なりあるいは基盤の整備なりといったようなことを通じて、いま言ったようなことで、矛盾のない生産性の向上に施策としてはつとめるといふふうに御理解をいただきたいと思います。

○湯山委員 局長のおっしゃることはわかりますけれども、その内容について、そうだとはい切れぬものがあります。というのは、この法律で規定しているのは、いまのような複雑な情勢をちつとも考慮に入れてありません。ただ単に農業の生産性の向上をはかる、こうなつておるだけです。

これからの読みとられるものは、普通の場合からいえば、労働生産性ですね。そうだと思います。そういうふうな考えでいくと、それじゃこの資金がそのためにどれだけ効果を上げたか、生産性において何%上がったかということになってくると、一向わけがわからないのです。そういうことになりはしませんでしょうか。

○森本政府委員 われわれのほうでも、実は関係機関と打ち合わせをいたしまして、資本の投下とその収益性の関係とか、投資の効率といったようなことについて、若干調査をいたしたことがございまして、ざつとばらんに言いますと、こういうものの測定といひますか、判定が実はなかなかむずかしいのでございまして、たとえば自然科学のように、その点だけを捨象して分析をするということもむずかしいわけでございます。経営の効率といったようなものが、あらゆる条件に左右をされて変化していくといったようなこともございまして、自然条件の変化といったようなものもございまして、あるいは収益といったような点では、価格の条件といったようなものもございまして、いろいろな諸要素に影響されながら変化をしていくわけでありまして、そういう変化を、資本の投下なりあるいは融資を受けたものの効果のみを取り出して調査をしようとしても、なかなかむずかしい点がございまして、われわれとしても、御指摘の御趣旨はよく理解できるわけでありまして、いたずらに融資をしても効果が上がらないではむだであるという点、またそれをよく調査をした上、将来の施策に資すべきであるというふうな御趣旨は、十分了解ができますので、そういう点についても、今後研究を深めていきたい、こういうふうに考えます。

○湯山委員 と申しますのは、たとえば、豚を買い入れる資金というふうな資金を貸し出される場合に、あるいは二頭、三頭の豚を買い入れる、それは一体生産性向上になるのかどうか、あるいは十頭、二十頭ならどうか、そういうふうなことの分析はしなければならぬと思ひます。そういうふうな

○森本政府委員 ちよつとお尋ねの趣旨がよくわからない点もございまして、今回資金として加えたのは、いわゆる中期の育成資金というのを加える予定になつておるわけでございますが、これはこの前から申し上げておりますように、従来は近代化資金の融通の対象になつておりましたのは、主として施設資金ということで、法律にも書いてございます。あるいは農舎とか畜舎の新設等に必要資金、あるいは家畜の導入に必要な資金、そういうもののみを融資の対象にしておつたわけですが、そういうものだけでは必ずしも十分ではない。たとえば果樹にいたしましては、植栽資金だけを貸しておつたのでは、植栽後一定の年

いで、やたらに小規模経営をふやしていつても、これは生産性向上にはつながつてこない。私の申し上げておる生産性向上というのは、土地生産性、資本生産性をひつくるめて労働生産性で総括して申し上げておりますから、その点は決してごつちやに言つておるわけじゃないということをお断り願つて、それから機械にしても、その買ひ方、その使い方によつては必ずしも生産性向上になつていかない、こういうことが実際にあるわけです。そのために、この法律の目的というものがよく理解されていく必要がある。その点で、私の判断では、基金協会がうまくいってないと思ひます。その原因の一つはそこにあるというふうに感じまして、いまの点を先ほど来お尋ねしたわけですが、このことは、もうあまりごたごた申しませんけれども、ただ金を貸せばいいというのじゃなくて、目的に合うように貸す場合にはどういふ形態で貸さなければならぬか、その研究分析がなければ、八百億のお金の四百億は生産性を低下するために使われておる、こういうこともないとは言えないのです。あり得ることなんですから、これをひとつ第一の問題として御留意を願ひたい。

それから第二の問題も、これと関連をしてまいります。特に今度の法律で、第一条に「近代化資金」というのを加へたことになった理由はどこにあるのでしょうか。

○森本政府委員 ちよつとお尋ねの趣旨がよくわからない点もございまして、今回資金として加えたのは、いわゆる中期の育成資金というのを加える予定になつておるわけでございますが、これはこの前から申し上げておりますように、従来は近代化資金の融通の対象になつておりましたのは、主として施設資金ということで、法律にも書いてございます。あるいは農舎とか畜舎の新設等に必要資金、あるいは家畜の導入に必要な資金、そういうもののみを融資の対象にしておつたわけですが、そういうものだけでは必ずしも十分ではない。たとえば果樹にいたしましては、植栽資金だけを貸しておつたのでは、植栽後一定の年

数、いわゆる育成に要する資金というものがかなりかかるわけであります。あるいは家畜にしても、そういうことは同じであらうと思います。したがって、そういった固定資本の投資を促進するということからいいますと、単に取得に要する資金のみではなしに、取得後一定の期間育成をする資金もあわせて融資をしないと、必ずしも効果が上がらない、こういうふうなことでございますので、いま申し上げましたような資金を追加することにいたしましたわけであります。

○湯山委員 私のお尋ねしておるのは、信用保険協会法のお尋ねをしてるので、今回信用基金協会法が信用保険協会法に変わった機会に、第一条に「近代化資金」ということがわざわざ加えられている。それはどういうわけでしょうかというお尋ねをしておるわけですか。

○今村説明員 お答え申し上げます。

今回の農業信用基金協会法の一部を改正する法律案によりまして、第一条が、従来「農業経営に必要な資金」とありましたが、これを「農業近代化資金」と改題したのを、「農業近代化資金」と改題してございます。それは従来の農業信用基金協会法でございまして、農業信用基金法についての規定が盛り込まれておったわけでございます。御存じのとおり、農業信用基金は、一つは近代化資金に対する保証を行ない、同時に、農協のプロパーの貸し付けについても保証をやるという事業を行なっておったわけでございます。今回新たに一部改正によって設立されます農業信用保険協会は、近代化資金の融資についての農業信用基金協会の保証責任を補てんするという業務だけをやるわけでありまして、そこで、法律の条文の整理いたしまして、従来のように「農業経営に必要な資金」というだけでは、近代化資金とプロパー資金とが両方含んで読めるわけでございますので、うしろの条文の保険の分を書きます際の便利に供するために、それをわざわざ内容を二つに分けまして、「農業近代化資金その他農業経営に必要な資金」というふうに書き改めたわけでございます。

○湯山委員 従来も近代化資金も農協プロパーの資金も対象にしておった。そうですね。今度の場合も同じにございましょう。「近代化資金その他農業経営に必要な資金」というようになっておりますが、やはり対象は変わっていないですね。変わっていないなら、別に「近代化資金」というのをつけ加えなくたっていいわけですか。

○今村説明員 信用基金協会の業務といたしましては、従来と変わりございません。したがって、法律の書き方といたしましては、「農業経営に必要な資金」ということで、それを別途保険のほうで「近代化資金に係る債務の保証等につき」というふうに、うまく条文を整理して書いてくるのも一方法でございますし、この第一条のところで「農業近代化資金」を特記いたしましたので、あとで信用保険協会の事業にそれを引いてくるという方法でございますので、この法案の条文の書き方としては後者の方法をとったということでございます。

○湯山委員 いまの御説明は、あとのほうは別として、いま書いてあるのは、「農業経営に必要な資金」、それを二つに分けて書いたというだけであって、あとがどうこうということとは無関係でしょう。あととどうこうせやなければならぬということなんです。そこで、従来ももちろん近代化資金が中心であつたけれども、特に実情が近代化資金が中心なことから、そのことを明らかにしたと言われるならば、それは幾らかわからないことにはありません。しかし、あえてこうしなくてもよかったのだけれども、よくわかるようにしたのだという以外に何もないのじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

○今村説明員 御存じのとおり、一部改正法になってございまして、第一条は目的ということになっております。そこで、目的のところ、先ほど申し上げましたように、新しい保険制度を創設するというにいたしますと、先生もおっしゃられましたように、近代化資金ということが相当制度上浮き彫りにされてくるということがござ

いますので、この条文の整理としては、「近代化資金その他」というふうなことにしたわけでございます。

○湯山委員 ですから、対象になる資金の性質というものは、これによって変わるものではない、結論はこうですね。ちよつと答弁願います。

○森本政府委員 そのとおりでございます。

○湯山委員 それでけっこうです。そこで、お尋ねしたいのは、近代化資金の、近代化というのとはどういうことなんでしょう。これがわからないのです。さっきの生産性よりももっとわからないのが、この近代化ということなのです。

○森本政府委員 近代化資金の名称でございますが、実はさっきばらんに申し上げますと、この資金の性格からいいますと、農業近代化資金といふような名称のほうがありますが、その実をあらわすようにも思われるわけでございますが、三十六年に法律を制定いたします当時、もう少し名称を簡単にすると、意味もございまして、あるいは広く言つて、農業の近代化に資する資金であるといふような大目的といひますか、そういうふうなことからいひまして、農業近代化資金といふような名称をつけたのじゃないかと思ひます。

○湯山委員 近代化資金の使途の中に、豚を飼う資金とか防風林をつくる資金とか、近代化といふのかどうかかわからないような対象事業がたくさんあります。ですから、近代化といふのはどういふことなのか、これが実にわかりにくいので、貸すほうの側も困るし、借りたほうの側も、近代化ってどう使つたらいいのかわからない、ただとにかく利子補給されて安いから使つたということだけになつて、さっきも御指摘がありましたし、あるいは局長も、なおこれについては考えるべき余地があるといふような御答弁もあつたように思ひますが、一体、近代化といふのはどういふことをするのか、何が近代化かということがわからないで、近代化資金を貸してやるということも、借りるということも、これはどうにもならぬのじゃないでしょうか。

か。だから、どういうことをさしてやるのか、近代化の定義をひとつはつきりしていただきたい。○森本政府委員 この資金の融通の大きな目的という点からいひますと、農業の近代化といひますか、農業経営の近代化に資するといふふうな趣旨があるかと思ひます。農業経営の近代化といふことはどういふことかと、お尋ねでございますが、必ずしも私、答弁をする適切な担当であるかどうか、よく存じませんが、一般的にいわれておりますのは、農業経営の零細性の打破といひますか、たとえば土地の保有の規模を拡大する、あるいは土地保有の状態を合理化する、分散した保有を集団化するといったようなこと、あるいは経営の内容につきましては、資本装備を充実とか、家畜を導入するとか、あるいはまた近代的な施設を設置するとか、そういったことと経営のあり方を高度化していくといったようなことをすべて包含して、農業経営の近代化といふようにさせていただきます。ただ、先ほど申し上げましたように、そういった農業経営の近代化に資するための施策といふのは、きわめて多くの施策、手段によって実現されるわけでございます。この近代化資金の持つております守備範囲といひますか、そういうものは、主として資本装備の高度化といふような面に資するための資金である、そういうふうに理解をいたしておきます。

○湯山委員 いま御指摘になった中で、近代化資金といふのは、規模の拡大には寄与しないといふのです。それから保有の集団化といふことにも寄与しない、ただ装備の機械化、こういうことに寄与するのが近代化資金だ、こういうことですね。

○森本政府委員 この資金の中にも、御案内のように、家畜の導入資金といったようなものがございます。いまして、家畜を集団的に飼育をしていくといふような面におきましては規模の拡大——あるいは果樹園の植栽資金、また今回育成資金といったようなものが加わつてまいるわけでありまして、そ

ういう面におきましては、規模の拡大に役立つ資金もあるわけでございます。ただ、資金の種類としましては、先ほど申し上げましたように、施設資金の融通ということが主たるものであることは申し上げるまでもございません。

○湯山委員 たとえば豚の子を飼うのがどうして近代化になりますか。ただそれだけです。子豚を飼う資金が出る、別にそれは近代化ということとは無関係じゃないでしょうか。ただ、その飼育方、飼ってどうするというのがつかなければ、局長がおっしゃったように近代化ということはいえないんじゃないでしょうか。

○森本政府委員 豚を飼うこと自体が近代化に役立つかどうかという点で飼育するが、また従来の耕種生産の部門等とどういうふうな有機的に結合して経営がなされるか、そういう点が十分合理的に行なわれませんか、農業経営の近代化という方向に向かうということは、一がいに言い切れないと思います。しかしながら、まあ大部分の場合には、家畜を導入していく、しかもかなり大規模に導入をして多頭飼育をしていくといったような方向に向かう場合には、農業経営が一般的にいって近代化の方向に向かうのではないかと、そういうふうな思っておるわけでございます。

○湯山委員 そのあとのほうの御説明は、これはそのままだとくわけにはまいりませんが、申し上げたい点はそういう点なんです。実はこういう近代化というむずかしいことばで農民に臨んでも、農民は近代化ということの内容はわかりません。たまたま豚を飼う金を貸してくれる、防風林をつくる金を貸してくれる、土地改良の資金を貸してくれるということだけであつて、それじゃいまのよう近代化に逆行する場合もある。この辺のしつかりした腹がまえといえますか、計画が貸し出す側になれば、こういう資金というものは生きて働かない。このことを私は今度の場合非常に痛切に感じましたので、特に金融の当面の責任者である農林経済局長に、いまのようなめんどむなことを

お尋ねして、御配慮を願いたいということを申し上げるわけです。このことは、この近代化資金、それから目的の合理化、生産性の向上、そういうことだけでなくして、いまの農政の中にはこれに似たようなことが相当あるように思います。ひとつ徹底的にそういう点について再検討されて、ほんとうに農民のためになる効率的な施策を進めていただきたいと思います。仮谷政務次官からひとつ御所見を伺いたいと思います。

○仮谷政府委員 先ほどから生産性の問題あるいは近代化の問題、いろいろ理論的なお話がございましたが、私は率直に申し上げまして、百姓といふものは、そこまで法律がわかり、あるいは理論で割り切つて問題を進めておる、事業を進めておるといふふうには一般的に考えておりません。たとえば、いまよりも農業をもっとよくしたい、所得をもっとふやしたい、こういう観点に立つて果樹をやろう、豚をやってみようというふうな問題が出てきて、さて、そういうことをする場合にはどういう金が借りられるだろうということから出発するわけだと思ふのです。そこで、そういう申し込みがあった場合には、これはこういう資金に当てはまるのだということによって、資金が円滑に供給されて、事業が推進されていくというのが現実の問題じゃないかと思ふ。ただ、そういうふうな百姓が申し込んだときに、はたしてその計画がほんとうにたとえ近代化に適合するの、か、生産性の向上をはかれるのかという問題を十分検討し、計画にそつて来たかというように指導し、それを十分に徹底してやる仕事に現在の場合同じか、それではないかという面も考えられます。だから、そういう面でも今後十分に検討していくべきじゃないか、こういうふうな思つております。

○湯山委員 たいへんけっこうです。私も実際さう思つておりました。一々農家にそういうことを考えさすといふことはできることじゃありません。だからこそ、局長なりそれを進める人が、しっかりとした認識を持つて指導をなされなければなら

ない。そういう点からお尋ねしたいのは、先ほど金融公庫の方がお見えになっておりましたが、制度金融と系統金融にはそういう意味での違いがあると思ひます。その辺をどう御理解になっておられますか。

○森本政府委員 たとえば公庫資金などでありまして、個人の経営の中に入つていきます資金、たとえば果樹園の改善資金あるいは畜産経営拡大資金、そういうふうなものを見ますならば、単に金を借りたいという者に金を貸すというだけではございまして、やはり一定の、たとえば果樹園であれば、集団化した樹園地を造成する場合、あるいは畜産経営拡大資金であれば、一定の乳牛なら乳牛の規模の経営に到達するといったような、融資上そういう条件といひますか、規制といひますか、そういうものが加わつておる。そういう意味では、営農の改善に對してや政策的にマッチしたような融資のしかたがあるというふうになつておるわけでありまして、系統金融におきましては、主として組合員の事業資金あるいは生活資金を貸し出すというふうな組合員にありまして、必ずしも、何と云ひましても、組合員が自発的に必要な資金をまあ手軽に貸し出すというところには特色があると思ひます。そういう意味では、制度金融と系統金融の間に違いがありますけれども、それぞれ相補つて機能を果たしておる、こういうふうな思つております。

○湯山委員 局長の御答弁にあつたように、政策的な結合の強弱、それから今度の話でいへば、中期のもの、長期のもの、あるいは手軽に借りられる、条件がむずかしい、そういう区分もありましたけれども、私が先ほどのことと関連して申し上げた点も、系統金融の場合は、末端の農協が出口になりますから、そうすると、その貸し出した金のアフターケアといひますか、これが非常にできやすい状況にある。いまの目的に合うように使われおるかどうか、そういうことについての指導、アフターケアが非常に行なわれやすい状態にあるといふことは、私はこの系統金融の非常に大きな

長所だと思ひます。これはどうでしょうか。

〔委員長退席、大石(武)委員長代理着席〕
○森本政府委員 系統金融では御指摘のように、末端の農業協同組合が貸し出すわけでございまして、農業協同組合のほうは、単に金融事業のみではございまして、いろいろな経済事業あるいは指導事業といつたようなものをあわせて行なつておるわけでございまして、そういう面からいいますと、単に金を貸すだけではなしに、経営なり経済事業の利用等を通じて、いろいろな面で農家に対する指導なり金融上のアフターケアがやりやすいといふような点があるかと思ひます。

○湯山委員 その非常に大切な長所をはたして今日まで十分活用してこられたかどうか、そういう指導をしてこられたかどうか。それができれば、資金効率を三割、四割上げるといふことは、私は簡単じゃないかと思ふのです。今日までそれに十分な指導が行なわれたかどうかについて、どうのようにお考えでしょうか。

○森本政府委員 先ほど来申し上げましたような関係にあるわけでございまして、おそらく単協としまして、そういう点について十分配慮はしていただいております。金融をいたしました後の経営のアフターケアという点については、改善に努力すべき点が残つておるといふふうにもいわれております。われわれとしては、従来からそういう点に十分留意するように申してはおりますが、十分指導いたしていかたいと思ひます。

○湯山委員 ちやうど官房長お見えになりましたので、お尋ねしたいと思ひます。いま、制度金融と系統金融とは、系統金融の場合は、末端の農協がいろいろな責任を持つてアフターケアもやつていく、そういうことによつて資金効果を非常に高めていくことができる。そういう指導を今後大いにやらなければならぬという経済局長の御答弁です。そのためには、やはり農協の職員が安心して仕事のできるような体制をつ

くらないと、農協の職員組織が悪いような状態では、あるいは待遇が非常に悪いというような状態では、なかなかそれができないと思います。そこで、農林省としては、そういう団体職員の待遇改善その他について十分御配慮あつてしかるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○大口政府委員 いまの湯山先生の御指摘の点、農業団体の職員が安んじて仕事に励むように農林省として配慮すべきである、これはまさに御指摘のとおりだと思います。ただ、具体的な手段としてどういう方法かということになりますと、いろいろ方法があると思ひます。たとえば共済制度の問題等を頭に入れてお尋ねになっておられるのはなからうかと思ひますが、農林省といたしましては、この問題につきましても、予算委員会の経緯等もございまして、前向きに検討いたしておる段階でございます。

○湯山委員 官房長のほめから先を越されましたが、お尋ねしたい要点はそういうことでございまして、それを含めてぜひ御尽力願ひたい。

そこで、最初保留いたしましたので、そこへ返るべきでしようけれども、資料の関係もございまして、端的にこの協会のほうのお尋ねをいたしたいと思ひます。

その一点は、構成団体です。これは、中金と基金協会とが構成団体になる、しかもその加入脱退が自由だ、こういうことなんです。この加入脱退が自由というように、これだけ重要な何百億の資金を動かそうというときに、加入脱退自由、そういうことで一体いいのかわるか、この点について私は非常に不安を持つものですが、これはいかがでしょうか。

○森本政府委員 御指摘のように、保険協会のほうは、一応法制上は会員の加入脱退が任意であるというふうになっております。これは他の保険をやります機関について調べてみても、大勢としましては、加入脱退自由が多いようございいます。もちろん、農業共済制度等は加入脱退自由ではございまして、ある意味では強制加入とい

ますか、当然加入というか、そういう形になっておりますが、大勢としては自由のものが多くございいます。ただ、こういう事業でございまして、ある程度の加入がございまして、共済事業といひますか、保険事業は成立がしにくいといったような関係にございまして、われわれとしましては、法制上はそういうたてまえにいたしておりますけれども、できるだけ多くの会員が加入をするように指導を加えたいと思つております。現在のところでは、四十六都道府県にありまして基金協会はすべて加入をする見込みになっております。

○湯山委員 それは御指導によつてそういうふうになったことはわかりますけれども、当事者の一方であるたとえば中金が、私はもう脱退しようといふことになって、脱退するといつてもとめるわけにいかない。そうすると、中金が抜けの場合、これはまだたいへんなことになるし、四十六の半分以上が抜けると、これまで制度の趣旨が失なわれる。なぜこんなないまいなといひますか、ぼんやりした、しつかりしない組織をおつくりになるのですか。これだけ政府も出資を、それからこれだけ大きな事業をやつていくといふことなら、もっとしつかりした組織、たとえば公団といふ考え方もあつてしようし、あるいはまた何かもつと別な構想もあると思ひます。いかにもこれは、せつかくこうやつて資金の効率を高めていこうといひながら、この機構を見ますと、そういう腹がまえが見えない。加入脱退自由である。四十六の基金協会と中金で構成する、その一番大きな中金が、これはあつてもういやだ、どうにもなりません。これで一体やれるかどうかですね。非常に心配な点なので、ひとつはつきり安心できるように御答弁願ひたいと思ひます。

○森本政府委員 この組織の性格から申しますと、それぞれ会員に対する事業というふうなことで十分やつていけるわけにございいます。そういう性格を持つております。他の例を見ましても、先ほど来申し上げましたようなことではござい

で、一応法制的なたてまえとしては、会員の構成する中央団体というふうな形で構成をいたしたわけにございいます。脱退をするときに自由ではないかというお話でございまして、少なくとも保険関係が成立してゐる場合、あるいは中央機関として事業の実行上不適当だといふような場合には、承認を得なければ脱退ができない、ちよつと語弊がありますが、そういうふうな形にいたしておるのであります。われわれのほうの指導と相まって、保険事業に支障を来たすような事態にはならない、そういうふうな思つております。

○湯山委員 支障を来たすと思つております。中金が脱退すれば、これは全国的な規模において支障を来たす。一県でも多くなると、その県は近代資金についての保険がないわけですね。こうなつてくると、これはたいへん不公平になつてくるし、そのために近代化資金が十分使われないといふことになれば、これはたいへん問題で、私の気持ちからいへば、各県に必ず一つ基金を設けなくちゃならない、それは全部加入しなければならぬ、一方、中金も加入しなければならぬ、こういう体制でなければ、それは一県や二県抜けてもいゝ、極端に半分抜けたつてかまわないんだといふたてまえの法律では困るんじゃないだろうか、こういうことなんです。

○森本政府委員 現在の法律の構成をとりまして、先ほど来申し上げたとおりでございまして、形式的に法律をながめると、そういう議論もあるいは成立するかもしれませんが、これも、実態と両方読み合はせると、現在のところでは、先ほど申し上げましたように、中金も喜んで参加するといふふうな状態になっておりまして、各県もこつて参加するといふ実態でございまして、実態上何ら支障はない、そういうふうな思つております。

○湯山委員 局長は、御心配はない、こうおっしゃるし、私は心配がある。よく読んでみたら心配ないんだといふのですが、私も読んでお尋ねしておるので、読み方が悪ければ、ひとつどこをど

う読めばいいんだ、こう御指摘願つて、それで納得がいけば安心いたしますし……。

○森本政府委員 繰り返になりますけれども、法律上の形式的な点からいひますれば、先ほどの御心配はあるいはあるかと思ひますけれども、そういうふうな構成にいたしてございまして、実態上の見込みから申し上げますれば、十分加入が確保され、事業に支障がないということをお願いしておるのであります。

○湯山委員 あとは局長を信頼するかどうかといふ問題ですけれども、この点については、同じ答弁かもしれませんが、ひとつ大臣から明確にいたいただく必要があると思ひますので、委員長においてひとつ御配慮願ひたいと思ひます。

その次にお尋ねいたしたい点は、包括保険と選択保険の区分です。これはどこを限度にして区別されるのか、そういう必要があるかどうか、このたてまえからいひて、これも私の率直な気持ちを先に申し上げれば、こういう保険の制度ができた以上は、そういう区分は要らない、全部一括してやつていいんじゃないかという感じを強く持つてます。その辺はどうしてこういう区分をなされたのか、その区分の必要はどこにあるのか、これもひとつ御説明をいたしたいと思ひます。

○森本政府委員 その区分の金額は五十万円程度を予定いたしております。選択保険と包括保険を分けたのはどうかというお話でございまして、先ほど申し上げたように、現在全国の協会としてはかなり基金の充実をしてきておるといふようなことでありますし、将来もまたこの基金の充実をはかつていくという予定でございまして、ある程度は基金協会の自主的な判断といたつたようなことを残しておいてもしかるべきではないか、ことに小口のものにつきましては、一件当たりの金額も少ない、したがって、リスクも必ずしも多くはないといふようなこともございまして、すべてを包括として、選択の余地をなくするといふこともいかなるものかといふことで、もちろん自分でリスクを負担し切れないと

いったような協会がありますれば、選好でありまして、保険協会のほうで保険をかければいいわけでありまして、画一的に包括的な制度にする必要もなからうということで、両制度を設けたわけでございます。

○湯山委員 この五十万というのはきまつておるわけですか。動くわけですか。あるいはまた、これと五十万であっても、来年は三十万になることもあるし、あるいは来年は七十万になることもある、それはそのときそのときで定められるものなのかどうなのか。

○森本政府委員 まず五十万ということで出発をしたいと思っておりますが、もちろん運営の実情を見まして、この金額について調整をするということもあり得るかと思ひます。ただ、あまりこの金額の標準を上げますと、御指摘のような弊害も生じてまいりますので、検討して変更する際には、おそろしくこの金額を下げていく方向ではなからうかと思ひております。

○湯山委員 現在の平均はどれくらいですか。

○森本政府委員 ちよつといま保証額の平均を調べておりますが、大体五十万以上で切りますと、金額の割合にいたしまして、五十万以上の保証の額が約四〇％、五十万以下が約六〇％という状況でございます。

○湯山委員 五十万以上よりも五十万以下のほうが——これは口数でしょうか、金額でしょうか。

○森本政府委員 金額です。

○湯山委員 そうすると、金額で六〇％が五十万以下とすれば、これは農家の数にすればずいぶん多いということになりますね。そうすると、大多数の農家が選好される側に回る。そうして上のほうのといひますか、少数農家は包括の中に入る。せめてまん中ぐらいで線を引くわけにまいりませんか。いま対象になつておる農家の戸数のまん中ぐらいに引けば、四十万になるのか、三十五万になるのか、それくらいにしないと、査定される側のほうが——査定というか、選好されるほうが多くて、自動的にいくのが少ないというのは、ちよつ

と了解がしにくい。むしろ、逆であつてもいいんじゃないかと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○森本政府委員 この制度をつくりました趣旨は、全体として地方の基金協会のリスクを中央の保険協会で負担するというところでございまして、必ずしも保険にかかると一件一件がどうこうというふうなこともないと思ひます。基金協会の中で全体としてリスクが、経験でいけば、農家に対する保証なり代弁なりが的確に行なわれていく、こういうふうな回り合わせにならうかと思ひております。

○湯山委員 その辺、私は実態と若干合わないと思ひます。これはいまのようにリスクの負担をしてもらえないということになれば、それらの農家に対する取り立てというものは、一〇〇％非常にならうと思ひます。事実そういう例は決して少なくありません。そこで、ただ基金協会の勘定だけというところで考えられる、それはおつしやうたとおろしやせんけれども、実際の農家に当てはめていくという点も考えれば、もつと配慮があつていい、なければならぬ、こう思ひますが、そういう必要はないでしょうか。

○森本政府委員 基金協会としては、全体として一定のファンドをもつて保証に当たつておるわけですから、そのファンドの減耗をおそれて保証のほうをしるるといったような傾向があるやに実は見受けられるわけでありまして、基金協会のほうの全体としてのリスクをある程度軽減していけば、保証活動が活発になる、こういうふうと思ひております。

○湯山委員 どうも違います。それじゃ借りやすいという点からいへば差異がありませんか。農民個人が資金を借りやすい、その借りやすさという点からいへば区別はないですか。私はあると思ひます。

○森本政府委員 ちよつとその点がわかりにくいと思ひますが、全体としてまあ考えておるとい

うことは、先ほど申し上げましたとおりでございます。また、他の残つた部分に対しまして、融資制度というふうなものを併用いたしてござります。その点でも従来よりはかなり改善になるだろうと思ひます。それからまた、もし保険にかけないということでも保証をしるというふうな協会が出てまいりますれば、かけられないわけではございませぬけれども、選好といへども、われわれとしては、そういう事態であれば、中央のほうの保険にかけられるように極力指導いたしまして、そういう御心配の点はカバーをしていきたいと思ひます。

○湯山委員 いまの御答弁ならばわかります。それじゃ、その選好の場合、五十万以下の場合、申し出があれば全部入れるわけですね、いまの御答弁だと。

○森本政府委員 さようでございます。

○湯山委員 重ねて失礼ですけれども、間違ひございませぬか。

○森本政府委員 基金協会のほうから通知があれば、中央の保険協会はそれを必ず受けるように指導してまいりたい。

○湯山委員 そうすると、基金協会のほうでどれだけという制限を加えるということもありませんね。

○森本政府委員 基金協会のほうは、先ほど申し上げましたように、ある程度選好の余地を残すわけでありまして、全部を中央にかけるといふわけにはいかないとあらうと思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、そういうふうなことであつて、末端の農家に対して保証を行なうといったような事態が生じてまいりますれば、われわれとしては十分指導していきたいということとを申し上げておるわけでございます。

○湯山委員 どうしてもその辺がわかりかねるのです。こういうことですね。基金協会は、末端の農家に対しては、五十万以下であつてもいまの保険に入れるように手続をする、その場合は、基金協会が一〇〇％持つてくれば、これは保険料を納

めるわけですから、もう全部入れる、その判断は基金協会の意思によるのだ、どの基金協会も一〇〇％やれば、保険協会はもうそのとおり受けとめる、したがって、その選好をするような指導はしない、こういうことになりませんか。

○森本政府委員 ちよつと話が違つておるかと思ひますが、基金協会のほうで、選好の部門についてこの程度保険にかければ、自分が行なう保証について支障はない、こういうふうな判断をすれば、もちろん一〇〇％保険にかけなくてもいいわけなんです。ただ、先ほど来申し上げておりますのは、基金協会のほうで保険にかけるといふりまして、その結果保証に支障を来すといったような事態になりますれば、われわれとしては十分指導をしたい、そういうことを申し上げておるわけでありまして。

○湯山委員 局長のおつしやることは大体わかりました。ですから、いま言われるような点からいへば、結局基金協会がそういう方法をとるかとならないかにかかつておるわけですから、そこで、それなら、この制度がいいものであれば、これはもちろん全部入る。もしいまのような選好の余地を残せば、むしろろんとあふないのだけ保険にかけ、絶対だいじょうぶだといふものだけを自分のところに残しておく、こういう選好も可能になりますね。

○森本政府委員 抽象的には、そういうことはいわゆる選好といふことで考え得るわけでございますけれども、元来、融資をいたしますときに、これはきわめて危険であるといふふうなものについては、たとえその保証がありましても、あるいは代弁がありましても、若干の日にちがかかる等の事情があるわけでございますから、これは絶対返らないといったようなものは、まず融資をし保証をするといったような事態じゃないじゃないか。これは理屈になりますけれども、しかし、何といつても、これは長期的な資金でありますから、貸し付けをした後のいろいろな条件の変化によつて、返済がむずかしい、こういう事態に対処

の選択保険の場合ですね、それとの関係等もあつて、はたしてこれは保険設計がこれでうまくいく

ものかどうか、ちょっと心配になってまいりました。

○森本政府委員 一つは、いわゆる保険準備資金というものを持つことになっておりまして、これは国のほうからの交付金と、それから各会員の出資金をもって充てることになっております。保険準備資金は、先ほどの保険料の収入をもって保険金の支払いが足りないといったようなときの異常危険に対応する準備金でございます。そういう点からいきますれば、多少保険料収入と保険金の支出との間にギャップができません、一つの準備金を持つておるわけでありまして、十分対応できる、そういうふうな設計をいたしております。

○湯山委員 いろいろいまからお聞きしたいところ、こまかい数字にわたる点があるので、いまそれを一々お聞きしておつてもどうかと思いますし、私もう頭の中が混乱しそうになりましたりします。私ので、保険設計の計算書のようなものがございませうか。

○森本政府委員 いまここで申し上げましたようなものを整理して……

○湯山委員 こういうふうな整理していただいたらと思うのです。近代化資金、それから経営資金、両方ありますけれども、これは近代化資金だけに限つてもいいと思います。それがどれだけ来年度出る、あるいは再来年、その次の年、三年ぐらひはこの説明にありますから、八百億、八百五十億、九百億というぐらひにして、そうしてその中で保証保険にどれだけ、融資保険にどれだけ、それからいまのような代行保証をどれだけ見込むとか、代行の弁済ですね、それをどれだけ見込むとか、それからいまの保険料がどれだけ入つてくるとか、運営経費がどれだけ要るとか、こういうのは何といたうのですか、損益計算書ですか、対照表ですか、そういう保険の設計と、それからその表ですね。そうすると、大体事故をどれだけ見込んでおり、それがどれだけ払われ、あとで回収されるものがどれだけあつてというように、それを表でお示し願いますと、いまから質問申し上げます。

い五つ六つの事項が全部それに出てくるわけですね。いまのような調子で一つずつお聞きしていきますと、今度はまた選振の率の問題がからんでくるし、ごっちゃになつて、お尋ねするほうもびんとしたお尋ねがでけないと思うし、お答えに対する理解も不十分だと思ひますので、そういう資料をお出しただいて、それからまたお尋ねしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○森本政府委員 できるだけ早く出すことにいたします。

○湯山委員 それではいまちやうどそういう数字のところに入つてまいりましたが、入り口のところでですから、これであとは留保させていただいて、資料をいただいてからにさせていたただきます。

○大石(武)委員長代理 明十七日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

昭和四十一年三月二十四日印刷

昭和四十一年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局